

令和元年6月28日（金）開催

令和元年度

司法修習生指導担当者協議会（第1回）出席者名簿

※ 外字を含む氏名の方につき、一般的な漢字の表記にさせていただきました。御了承ください。

司法研修所

庁 名	官職	担当	氏 名	フリガナ	備 考
静岡地方裁判所	判 事	民事	増 田 吉 則	マスダ ヨシノリ	48期
〃	〃	刑事	伊 東 顕	イトウ アキラ	43期
静岡地方検察庁	検 事		北 薮 信 孝	キタゾノ ノブタカ	48期
大阪地方裁判所	判 事	民事	谷 有 恒	タニ ユウコウ	44期
〃	〃	刑事	渡 部 市 郎	ワタナベ イチロウ	48期
大阪地方検察庁	検 事		尾 関 利 一	オゼキ ノリカズ	49期
大阪弁護士会	弁 護 士		山 岸 正 和	ヤマギシ マサカズ	52期
京都地方裁判所	判 事	民事	島 崎 邦 彦	シマサキ クニヒコ	48期
〃	〃	刑事	入 子 光 臣	イリコ ミツオミ	49期
京都地方検察庁	検 事		山 上 真由美	ヤマガミ マユミ	48期
京都弁護士会	弁 護 士		日下部 和 弘	クサカベ カズヒロ	44期
神戸地方裁判所	判 事	民事	齋 藤 聡	サイトウ アキラ	47期
〃	〃	刑事	川 上 宏	カワカミ ヒロシ	47期
神戸地方検察庁	検 事		石 飛 大 輔	イシトビ ダイスケ	55期
兵庫県弁護士会	弁 護 士		鈴 木 亮	スズキ リョウ	54期
奈良地方裁判所	判 事	民事	島 岡 大 雄	シマオカ ヒロオ	45期
〃	〃	刑事	岩 崎 邦 生	イワサキ クニタカ	48期
奈良地方検察庁	検 事		山 上 富 蔵	ヤマガミ トミゾウ	48期
奈良弁護士会	弁 護 士		中 村 吉 孝	ナカムラ ヨシタカ	52期
大津地方裁判所	判 事	民事	西 岡 繁 靖	ニシオカ シゲヤス	48期
〃	〃	刑事	大 西 直 樹	オオニシ ナオキ	47期
大津地方検察庁	検 事		高 橋 和 人	タカハシ マサト	46期
滋賀弁護士会	弁 護 士		中 井 陽 一	ナカイ ヨウイチ	57期
和歌山地方裁判所	判 事	民事	伊 丹 恭	イタミ ヤスシ	48期
〃	〃	刑事	武 田 正	タケダ タダシ	49期
和歌山地方検察庁	検 事		藤 川 浩 司	フジカワ ヒロシ	46期
和歌山弁護士会	弁 護 士		大 谷 惣 一	オオタニ ソウイチ	56期
津地方裁判所	判 事	民事	鈴 木 幸 男	スズキ ユキオ	47期
〃	〃	刑事	田 中 伸 一	タナカ シンイチ	49期
津地方検察庁	検 事		吉 野 太 人	ヨシノ タイジン	49期
三重弁護士会	弁 護 士		一 川 敬 司	イチカワ ケイジ	63期
福井地方裁判所	判 事	民事	武 宮 英 子	タケミヤ ヒデコ	48期
〃	〃	刑事	渡 邊 史 朗	ワタナベ シロウ	54期
福井地方検察庁	検 事		中 山 博 晴	ナカヤマ ヒロハル	51期
福井弁護士会	弁 護 士		神 田 芳 和	カンダ ヨシカズ	59期
広島地方裁判所	判 事	民事	高 島 義 行	タカシマ ヨシユキ	49期
〃	〃	刑事	安 藤 範 樹	アンドウ ノリキ	44期
広島地方検察庁	検 事		橋 本 晋	ハシモト シン	47期
広島弁護士会	弁 護 士		大 松 洋 二	オオマツ ヨウジ	45期
山口地方裁判所	判 事	民事	福 井 美 枝	フクイ ミエ	44期
〃	〃	刑事	井 野 憲 司	イノ ケンジ	52期
山口地方検察庁	検 事		及 川 京 子	オイカワ キョウコ	52期
山口県弁護士会	弁 護 士		額 田 康 孝	ヌカダ ヤスタカ	65期
岡山地方裁判所	判 事	民事	田 中 俊 行	タナカ トシユキ	49期
〃	〃	刑事	倉 成 章	クラナリ アキラ	54期
岡山地方検察庁	検 事		池 田 宏 行	イケダ ヒロユキ	48期
岡山弁護士会	弁 護 士		吉 岡 康 祐	ヨシオカ コウスケ	42期

庁 名	官職	担当	氏 名	フリガナ	備 考
鳥 取 地 方 裁 判 所	判 事	民事	大 野 祐 輔	オオノ ユウスケ	52期
〃	〃	刑事	荒 木 未 佳	アラキ ミカ	51期
鳥 取 地 方 検 察 庁	検 事		向 洋 伸	ムカイ ヒロノブ	53期
鳥 取 県 弁 護 士 会	弁 護 士		谷 口 麻有子	タニグチ マユコ	61期
松 江 地 方 裁 判 所	判 事	民事	堀 部 亮 一	ホリベ リョウイチ	49期
〃	〃	刑事	本 村 暁 宏	モトムラ アキヒロ	53期
松 江 地 方 検 察 庁	検 事		三井田 守	ミイダ マモル	53期
島 根 県 弁 護 士 会	弁 護 士		熱 田 雅 夫	アツタ マサオ	46期
福 岡 地 方 裁 判 所	判 事	民事	立 川 毅	タチカワ タケシ	46期
〃	〃	刑事	溝 國 禎 久	ミヅクニ ヨシヒサ	44期
福 岡 地 方 検 察 庁	検 事		樋 口 正 行	ヒグチ マサユキ	47期
福 岡 県 弁 護 士 会	弁 護 士		多 川 一 成	タガワ カズナリ	45期
佐 賀 地 方 裁 判 所	判 事	民事	達 野 ゆ き	タツノ ユキ	50期
〃	〃	刑事	今 泉 裕 登	イマイズミ ヒロト	49期
佐 賀 地 方 検 察 庁	検 事		奥 野 博	オクノ ヒロシ	54期
佐 賀 県 弁 護 士 会	弁 護 士		松 尾 弘 志	マツオ ヒロシ	44期
長 崎 地 方 裁 判 所	判 事	民事	武 田 瑞 佳	タケダ ミカ	49期
〃	〃	刑事	小松本 卓	コマツモト タク	48期
長 崎 地 方 検 察 庁	検 事		廣 澤 英 幸	ヒロサワ ヒデユキ	51期
長 崎 県 弁 護 士 会	弁 護 士		梶 村 龍 太	カジムラ リュウタ	51期
大 分 地 方 裁 判 所	判 事	民事	佐 藤 重 憲	サトウ シゲノリ	46期
〃	〃	刑事	有 賀 貞 博	アリガ サダヒロ	50期
大 分 県 弁 護 士 会	弁 護 士		渡 辺 耕 太	ワタナベ コウタ	48期
熊 本 地 方 裁 判 所	判 事	民事	小野寺 優 子	オノデラ ユウコ	47期
〃	〃	刑事	松 藤 和 博	マツフジ カズヒロ	40期
熊 本 地 方 検 察 庁	検 事		江 口 昌 英	エグチ マサヒデ	50期
熊 本 県 弁 護 士 会	弁 護 士		辻 上 友 男	ツジガミ トモオ	64期
鹿 児 島 地 方 裁 判 所	判 事	民事	日 景 聡	ヒカゲ サトシ	49期
〃	〃	刑事	岩 田 光 生	イワタ ミツオ	47期
鹿 児 島 地 方 検 察 庁	検 事		遠 藤 裕 介	エンドウ ユウスケ	51期
鹿 児 島 県 弁 護 士 会	弁 護 士		山 口 大 観	ヤマグチ ヒロミ	新62期
宮 崎 地 方 裁 判 所	判 事	民事	小田島 靖 人	オダジマ ヤスト	46期
〃	〃	刑事	福 島 恵 子	フクシマ ケイコ	48期
宮 崎 地 方 検 察 庁	検 事		久 家 健 志	クガ タケシ	50期
宮 崎 県 弁 護 士 会	弁 護 士		西 田 隆 二	ニシダ リュウジ	43期
那 覇 地 方 裁 判 所	判 事	民事	山 口 和 宏	ヤマグチ カズヒロ	49期
〃	〃	刑事	大 橋 弘 治	オオハシ コウジ	54期
那 覇 地 方 検 察 庁	検 事		児 玉 陽 介	コダマ ヨウスケ	48期
沖 縄 弁 護 士 会	弁 護 士		田 島 啓 己	タジマ ヒロキ	54期
高 松 地 方 裁 判 所	判 事	民事	森 實 将 人	モリザネ マサト	42期
〃	〃	刑事	三 上 孝 浩	ミカミ タカヒロ	48期
高 松 地 方 検 察 庁	検 事		今 村 智 仁	イマムラ トモヒト	48期
香 川 県 弁 護 士 会	弁 護 士		滝 口 耕 司	タキグチ コウジ	56期
徳 島 地 方 裁 判 所	判 事	民事	川 畑 公 美	カワバタ クミ	43期
〃	〃	刑事	坂 本 好 司	サカモト コウジ	50期
徳 島 地 方 検 察 庁	検 事		花 輪 一 義	ハナワ カズヨシ	52期
徳 島 弁 護 士 会	弁 護 士		堀 井 秀 知	ホリイ ヒデトモ	51期

庁 名	官職	担当	氏 名	フリガナ	備 考
高 知 地 方 裁 判 所	判 事	民事	西 村 修	ニシムラ オサム	51期
〃	〃	刑事	吉 井 広 幸	ヨシイ ヒロユキ	43期
高 知 地 方 検 察 庁	検 事		宮 下 浩	ミヤシタ ヒロシ	62期
高 知 弁 護 士 会	弁 護 士		田 所 大 祐	タドコロ ダイスケ	53期
松 山 地 方 裁 判 所	判 事	民事	梅 本 幸 作	ウメモト コウサク	49期
〃	〃	刑事	末 弘 陽 一	スエヒロ ヨウイチ	49期
松 山 地 方 検 察 庁	検 事		海 津 祐 司	カイヅ ユウジ	52期
愛 媛 弁 護 士 会	弁 護 士		河 野 康 之	コウノ ヤスユキ	58期

参列者

日 本 弁 護 士 連 合 会 (第二東京弁護士会)	日 弁 連 司 法 修 習 委 員 会 委 員 長	三 森 仁	ミツモリ サトル	45期
-------------------------------	------------------------------	-------	----------	-----

司法研修所

所 長		永 野 厚 郎	ナガノ アツオ	35期
教 官 (判 事)	民事裁判担当	松 本 利 幸	マツモト トシユキ	42期
〃	〃	徳 増 誠 一	トクマス セイイチ	49期
〃	刑事裁判担当	遠 藤 邦 彦	エンドウ クニヒコ	41期
〃	〃	佐 藤 弘 規	サトウ ヒロノリ	48期
教 官 (検 事)	検察担当	石 山 宏 樹	イシヤマ ヒロキ	46期
〃	〃	渡 邊 ゆ り	ワタナベ ユリ	48期
教 官 (弁 護 士)	民事弁護担当	山 口 卓 男	ヤマグチ タクオ	49期
〃	〃	神 原 千 郷	カンバラ チサト	50期
〃	刑事弁護担当	古 田 茂	フルタ シゲル	49期
〃	〃	金 谷 達 成	カナヤ タツナリ	50期
事 務 局 長		染 谷 武 宣	ソメヤ タケノブ	46期
事 務 局 次 長		池 野 仁	イケノ ヒトシ	
事 務 局 所 付		高 櫻 慎 平	タカザクラ シンペイ	新61期

令和元年 7 月 3 日（水） 開催

令和元年度

司法修習生指導担当者協議会（第 2 回）出席者名簿

※ 外字を含む氏名の方につき，一般的な漢字の表記にさせていただきました。御了承ください。

司法研修所

庁 名	官職	担当	氏 名	フリガナ	備 考
東 京 地 方 裁 判 所	判 事	民事	中 園 浩一郎	ナカゾノ コウイチロウ	45期
〃	〃	民事	鈴 木 謙 也	スズキ ケンヤ	46期
〃	〃	刑事	小森田 恵 樹	コモリダ ケイキ	44期
〃	〃	刑事	佐々木 一 夫	ササキ カズオ	45期
東京地方裁判所立川支部	〃	民事	三 浦 隆 志	ミウラ タカシ	42期
〃	〃	刑事	野 口 佳 子	ノグチ ヨシコ	44期
東 京 地 方 検 察 庁	検 事		熊 澤 貴 士	クマザワ アツシ	50期
〃	〃		梅 田 健 史	ウメダ タケシ	53期
東京地方検察庁立川支部	〃		中 山 一 郎	ナカヤマ イチロウ	47期
東 京 弁 護 士 会	弁 護 士		進 士 肇	シンジ ハジメ	45期
第一東京弁護士会	〃		那 須 健 人	ナス タケト	48期
第二東京弁護士会	〃		松 本 公 介	マツモト コウスケ	56期
東京三弁護士会多摩支部（東弁）	〃		土 橋 実	ドバシ ミノル	46期
横 浜 地 方 裁 判 所	判 事	民事	長谷川 浩 二	ハセガワ コウジ	41期
〃	〃	刑事	景 山 太 郎	カゲヤマ タロウ	45期
横 浜 地 方 検 察 庁	検 事		大 森 美 穂	オオモリ ミホ	60期
神 奈 川 県 弁 護 士 会	弁 護 士		池 本 康 次	イケモト コウジ	56期
さいたま地方裁判所	判 事	民事	岡 部 純 子	オカベ ジュンコ	43期
〃	〃	刑事	河 村 俊 哉	カワムラ トシヤ	45期
さいたま地方検察庁	検 事		松 井 玲	マツイ レイ	61期
埼 玉 弁 護 士 会	弁 護 士		松 本 輝 夫	マツモト テルオ	37期
千 葉 地 方 裁 判 所	判 事	民事	内 野 俊 夫	ウチノ トシオ	45期
〃	〃	刑事	小 池 健 治	コイケ ケンジ	47期
千 葉 地 方 検 察 庁	検 事		長谷川 薫	ハセガワ カオル	61期
千 葉 県 弁 護 士 会	弁 護 士		村 上 典 子	ムラカミ ノリコ	42期
水 戸 地 方 裁 判 所	判 事	民事	岡 田 伸 太	オカダ ノブヒロ	45期
〃	〃	刑事	寺 澤 真由美	テラサワ マユミ	47期
水 戸 地 方 検 察 庁	検 事		早 高 宏 平	ハヤタカ コウヘイ	65期
茨 城 県 弁 護 士 会	弁 護 士		望 月 直 美	モチヅキ ナオミ	53期
宇 都 宮 地 方 裁 判 所	判 事	民事	河 本 晶 子	カワモト アキコ	44期
〃	〃	刑事	岡 田 健 彦	オカダ タケヒコ	46期
宇 都 宮 地 方 検 察 庁	検 事		眞 田 寿 彦	サナダ トシヒコ	47期
栃 木 県 弁 護 士 会	弁 護 士		近 藤 峰 明	コンドウ ミネアキ	49期
前 橋 地 方 裁 判 所	判 事	民事	菅 家 忠 行	カンケ タダユキ	43期
〃	〃	刑事	國 井 恒 志	クニイ コウシ	46期
前 橋 地 方 検 察 庁	検 事		上 村 正	カミムラ タダシ	57期
群 馬 弁 護 士 会	弁 護 士		久保田 寿 栄	クボタ トシシゲ	50期
静 岡 県 弁 護 士 会	弁 護 士		山 本 正 幸	ヤマモト マサユキ	51期
甲 府 地 方 裁 判 所	判 事	民事	鈴 木 順 子	スズキ ジュンコ	44期
〃	〃	刑事	横 山 泰 造	ヨコヤマ タイゾウ	46期
甲 府 地 方 検 察 庁	検 事		河 原 将 一	カワハラ ショウイチ	48期
山 梨 県 弁 護 士 会	弁 護 士		田 邊 護	タナベ マモル	38期
長 野 地 方 裁 判 所	判 事	民事	真 辺 朋 子	マナベ トモコ	47期
〃	〃	刑事	室 橋 雅 仁	ムロハシ マサヒト	49期
長 野 地 方 検 察 庁	検 事		嶋 村 勲	シマムラ イサオ	48期
長 野 県 弁 護 士 会	弁 護 士		田 下 佳 代	タシタ カヨ	42期
新 潟 地 方 裁 判 所	判 事	民事	菅 野 正二朗	カンノ ショウジロウ	43期
〃	〃	刑事	山 崎 威	ヤマザキ タケシ	49期
新 潟 地 方 検 察 庁	検 事		川 上 高 央	カワカミ タカオ	64期
新 潟 県 弁 護 士 会	弁 護 士		鶴 巻 浩 憲	ツルマキ ヒロノリ	60期

庁 名	官職	担当	氏 名	フリガナ	備 考
名古屋地方裁判所	判 事	民事	桃 崎 剛	モモサキ ツヨシ	48期
〃	〃	刑事	神 田 大 助	カンダ ダイスケ	47期
名古屋地方検察庁	検 事		川 瀬 雅 彦	カワセ マサヒコ	46期
愛知県弁護士会	弁 護 士		長谷川 ふき子	ハセガワ フキコ	51期
岐阜地方裁判所	判 事	民事	池 町 知佐子	イケマチ チサコ	45期
〃	〃	刑事	出 口 博 章	デグチ ヒロアキ	50期
岐阜地方検察庁	検 事		小 島 健	コジマ ケン	52期
岐阜県弁護士会	弁 護 士		栗 山 知	クリヤマ サトル	46期
金沢地方裁判所	判 事	民事	加 島 滋 人	カシマ シゲヒト	44期
〃	〃	刑事	大 村 陽 一	オオムラ ヨウイチ	51期
金沢地方検察庁	検 事		森 博 英	モリ ヒロヒデ	50期
金沢弁護士会	弁 護 士		長 原 悟	ナガハラ サトル	52期
富山地方裁判所	判 事	民事	和久田 道雄	ワクダ ミチオ	44期
〃	〃	刑事	大 村 泰 平	オオムラ タイヘイ	50期
富山地方検察庁	検 事		和 田 文 彦	ワダ フミヒコ	50期
富山県弁護士会	弁 護 士		串 田 光 成	クシタ ミツナリ	65期
大分地方検察庁	検 事		中 田 光 治	ナカタ コウジ	51期
仙台地方裁判所	判 事	民事	村 主 隆 行	スグリ タカユキ	48期
〃	〃	刑事	江 口 和 伸	エグチ カズノブ	50期
仙台地方検察庁	検 事		児 嶋 隆 司	コジマ タカシ	49期
仙台弁護士会	弁 護 士		赤 石 圭 裕	アカイシ キョヒロ	新64期
福島地方裁判所	判 事	民事	遠 藤 東 路	エンドウ トウル	47期
〃	〃	刑事	柴 田 雅 司	シバタ マサシ	50期
福島地方検察庁	検 事		望 月 栄里子	モチヅキ エリコ	50期
福島県弁護士会	弁 護 士		菅 野 昭 弘	スガノ アキヒロ	46期
山形地方裁判所	判 事	民事	貝 原 信 之	カイハラ ノブユキ	41期
〃	〃	刑事	兒 島 光 夫	コジマ ミツオ	51期
山形地方検察庁	検 事		水 上 嘉 寛	ミズカミ ヨシヒロ	52期
山形県弁護士会	弁 護 士		及 川 善 大	オイカワ ヨシヒロ	64期
盛岡地方裁判所	判 事	民事	中 村 恭	ナカムラ キョウ	45期
〃	〃	刑事	加 藤 亮	カドウ リョウ	42期
盛岡地方検察庁	検 事		大 戸 菜 月	オオト ナツキ	65期
岩手弁護士会	弁 護 士		榊 田 裕 之	マスダ ヒロユキ	49期
秋田地方裁判所	判 事	民事	網 島 公 彦	ツナシマ キミヒロ	45期
〃	〃	刑事	杉 山 正 明	スギヤマ マサアキ	48期
秋田地方検察庁	検 事		上 島 大	ウエシマ ダイ	54期
秋田弁護士会	弁 護 士		伊 勢 昌 弘	イセ マサヒロ	42期
青森地方裁判所	判 事	民事	飯 畑 勝 之	イイハタ カツユキ	45期
〃	〃	刑事	古 玉 正 紀	コダマ マサノリ	52期
青森地方検察庁	検 事		吉 武 恵美子	ヨシタケ エミコ	54期
青森県弁護士会	弁 護 士		竹 本 真 紀	タケモト マサキ	51期
札幌地方裁判所	判 事	民事	武 部 知 子	タケベ トモコ	48期
〃	〃	刑事	島 戸 純	シマト ジュン	48期
札幌地方検察庁	検 事		市 原 久 幸	イチハラ ヒサユキ	49期
札幌弁護士会	弁 護 士		荒 木 健 介	アラキ ケンスケ	50期
函館地方裁判所	判 事	民事	布 施 雄 士	フセ ユウジ	51期
〃	〃	刑事	榊 原 敬	サカキバラ タカシ	55期
函館地方検察庁	検 事		小 島 健 太	コジマ ケンタ	53期
函館弁護士会	弁 護 士		平 井 喜 一	ヒライ キイチ	57期

庁 名	官職	担当	氏 名	フリガナ	備 考
旭 川 地 方 裁 判 所	判 事	民事	湯 川 克 彦	ユカワ カツヒコ	48期
〃	〃	刑事	三 澤 節 史	ミサワ タカシ	55期
旭 川 地 方 検 察 庁	検 事		三田村 忍	ミタムラ シノブ	54期
旭 川 弁 護 士 会	弁 護 士		飯 塚 正 浩	イイツカ マサヒロ	58期
釧 路 地 方 裁 判 所	判 事	民事	鈴 木 紀 子	スズキ ノリコ	51期
〃	〃	刑事	河 畑 勇	カワバタ イサム	53期
釧 路 地 方 検 察 庁	検 事		中 川 知 三	ナカガワ トモミ	53期
釧 路 弁 護 士 会	弁 護 士		簗 島 弘 幸	ミノシマ ヒロユキ	57期

参列者

日 本 弁 護 士 連 合 会 (第二東京弁護士会)	日 弁 連 司 法 修 習 委 員 会 委 員 長	三 森 仁	ミツモリ サトル	45期
-------------------------------	------------------------------	-------	----------	-----

司法研修所

所 長		永 野 厚 郎	ナガノ アツオ	35期
教 官 (判 事)	民事裁判担当	松 本 利 幸	マツモト トシユキ	42期
〃	〃	徳 増 誠 一	トクマス セイイチ	49期
〃	刑事裁判担当	遠 藤 邦 彦	エンドウ クニヒコ	41期
〃	〃	佐 藤 弘 規	サトウ ヒロノリ	48期
教 官 (検 事)	検察担当	石 山 宏 樹	イシヤマ ヒロキ	46期
〃	〃	渡 邊 ゆ り	ワタナベ ユリ	48期
教 官 (弁 護 士)	民事弁護担当	山 口 卓 男	ヤマグチ タクオ	49期
〃	〃	神 原 千 郷	カンバラ チサト	50期
〃	刑事弁護担当	古 田 茂	フルタ シゲル	49期
〃	〃	金 谷 達 成	カナヤ タツナリ	50期
事 務 局 長		染 谷 武 宣	ソメヤ タケノブ	46期
事 務 局 次 長		池 野 仁	イケノ ヒトシ	
事 務 局 所 付		高 櫻 慎 平	タカザクラ シンペイ	新61期

協 議 事 項

1 司法研修所と実務修習庁会との連携について

1年間という短い修習期間において国民の負託に応えることができる法曹を養成していくためには、司法研修所と実務修習庁会の連携を高め、より実効的な修習を行う必要がある。導入修習は、修習開始段階で司法修習生に不足している実務基礎知識・能力に気付かせるとともに、より効果的・効率的な分野別実務修習が円滑に行われるようにするという目的で実施されており、また、集合修習は、実務修習での学修を前提として、実務修習を補完するとともに、体系的で汎用性のある実務知識・技法を修得させることを目的として実施されている。

このような観点から、実務修習の指導担当者から司法研修所での導入修習又は集合修習に対する期待・要望としてどのようなものがあるか。特に、導入修習での気付きを分野別実務修習での指導や自学自修に活かすためのツールである「導入修習チェックシート」については、第72期において記載項目や運用の見直しを行ったが、その活用の実情、効果的と考えられた活用例、活用に当たっての隘路、次期以降に向けた改善点等について協議したい。

(論点項目)

- 導入修習チェックシートの実情と改善点等
- 導入修習及び集合修習に対する期待・要望
- その他、司法研修所と実務修習庁会との連携を高める方策

2 分野別実務修習の充実方策について

分野別実務修習においては、実務修習ガイドラインに沿った指導の実現が順次進んでいるものと考えられるが、今後は、これを前提としつつ、更なる修習の質

の向上に向け、一層の取組を進める必要があると考えられる。ついては、修習の充実・改善に向けて、どのような点に指導上の力点を置くべきか、どのような指導上の工夫が考えられるかについて、以下のような観点にも留意しつつ、協議したい。

(1) 分野別実務修習における司法修習生の課題

「導入修習チェックシート」により、司法修習生が導入修習で自ら感じた課題を分野別実務修習での指導や自学自修に結び付ける取組を開始したところであるが、実務修習の指導担当者から見て、分野別実務修習において司法修習生に多く見られる課題としてどのようなものがあるか。

(2) 分野別実務修習における指導上の工夫

実務修習の指導担当者として、(1)を踏まえ、どのような指導や自学自修の促しが効果的であると考えるか。

(論点項目)

○司法修習生に見られる課題の状況

○分野別実務修習における効果的な指導

- ・ 指導内容における工夫・改善（指導上の力点の置き方の見直しを含む。）
- ・ 指導方法における工夫・改善
- ・ 工夫・改善を図る上での隘路等

以 上

資 料 目 録

(事務局長説明関係)

- 1 第71期集合修習A班カリキュラムの概要
- 2 第71期集合修習B班カリキュラムの概要
- 3 第72期修習日程
- 4 第72期導入修習カリキュラムの概要
- 5 第72期A班集合修習日程予定表
- 6 第72期B班集合修習日程予定表
- 7 導入修習に関するアンケート集計結果(第72期)
- 8 導入修習チェックシート(第72期)
- 9 導入修習チェックシートについて
- 10 導入修習チェックシートの活用について
- 11 修習結果簿(72期第1クール:民事裁判修習)集計結果
- 12 修習結果簿(72期第1クール:刑事裁判修習)集計結果
- 13 修習結果簿(72期第1クール:検察修習)集計結果
- 14 修習結果簿(72期第1クール:弁護修習)集計結果
- 15 選択型実務修習 全国プログラム集計(第72期)

(別紙)

第72期 修習日程

修習区分		A班		B班		
		修習期間		修習期間		移動日
導入修習			30.11.27(火)～ 30.12.2(日)※6日			30.11.27(火)～ 30.12.2(日)※6日
	開始日	30.12.3(月)		開始日	30.12.3(月)	
	終了日	30.12.21(金)		終了日	30.12.21(金)	
	実日数	15		実日数	15	
			30.12.22(土)～ 30.12.28(金)※7日			30.12.22(土)～ 30.12.28(金)※7日
分野別実務修習	第1クール	開始日	31.1.4(金)		開始日	31.1.4(金)
		終了日	31.2.27(水)		終了日	31.2.27(水)
		実日数	37		実日数	37
	第2クール	開始日	31.2.28(木)		開始日	31.2.28(木)
		終了日	31.4.22(月)		終了日	31.4.22(月)
		実日数	37		実日数	37
	第3クール	開始日	31.4.23(火)		開始日	31.4.23(火)
		終了日	31.6.19(水)		終了日	31.6.19(水)
		実日数	36		実日数	36
	第4クール	開始日	31.6.20(木)		開始日	31.6.20(木)
		終了日	31.8.9(金)		終了日	31.8.9(金)
		実日数	36		実日数	36
選択型実務修習及び集合修習			31.8.10(土)～ 31.8.14(水)※5日			
	集合修習 開始日	31.8.15(木)		選択型修習 開始日	31.8.10(土)	
	終了日	31.9.27(金)		終了日	31.9.27(金)	
	実日数	30		実日数	32	
			31.9.28(土)～ 31.10.1(火)※4日			31.9.28(土)～ 31.10.2(水)※5日
	選択型修習 開始日	31.10.2(水)		集合修習 開始日	31.10.3(木)	
	終了日	31.11.18(月)		終了日	31.11.18(月)	
	実日数	31		実日数	30	
	自由研究日	31.11.19(火)		自由研究日	31.11.19(火)	

※ なお、A班の選択型実務修習及びB班の集合修習のカリキュラム終了後、5科目の筆記試験が行われる予定である。

平成30年度(第72期)司法修習生

A班 集合修習日程予定表

(注) 本表は予定であって、確定日程ではない。
確定日程は、毎週最終登庁日に配布する。

平成30年度(第72期)司法修習生					A班 集合修習日程予定表				
(注) 本表は予定であって、確定日程ではない。 確定日程は、毎週最終登庁日に配布する。									
月 ／ 日	曜	1限目 (9:50～11:40)	2限目 (12:40～14:30)	3限目 (14:45～16:35)	月 ／ 日	曜	1限目 (9:50～11:40)	2限目 (12:40～14:30)	3限目 (14:45～16:35)
26	月	民弁起案1(即日)			23	月	秋分の日		
27	火	民共演習1(口頭弁論期日)		刑共演習(証拠開示等)	24	火	全共特別講義	検察起案2講評	
28	水	刑共演習(争点整理等)			25	水	検察問題研究 (被害者保護)	刑弁起案2講評	
29	木	刑共演習(尋問)			26	木	刑共問題研究 (情状・量刑)	刑裁起案2講評	
30	金	民裁起案1講評			27	金	民共演習4 (判決・講評)	民弁起案2講評	
9 / 2	月	弁共演習(弁護士倫理)	刑弁起案1講評		↑ 選択型実務修習 ↓				
3	火	民裁起案2(即日)							
4	水	民弁講義(契約)	民弁演習(法律相談)						
5	木	検察起案1講評		刑裁起案1講評					
6	金	刑裁起案1講評	民共演習2(弁論準備手続期日)						
9	月	刑裁問題研究	民弁起案1講評						
10	火	検察起案2(即日)					考試		
11	水	刑弁起案2(即日)					考試		
12	木	刑裁起案2(即日)					考試		
13	金	民弁起案2(即日)					考試		
16	月	敬老の日					考試		
17	火	民共演習3準備	民裁演習(争点整理)		凡例 民裁・・・民事裁判 刑裁・・・刑事裁判 民弁・・・民事弁護 刑弁・・・刑事弁護 民共・・・民事共通 刑共・・・刑事共通 全共・・・全科共通 弁共・・・弁護共通 (即日)・・・即日起案				
18	水	民裁演習(争点整理)		民共問題研究(和解)					
19	木	民裁起案2講評							
20	金	民共演習3(交互尋問)							
21	土								
月 ／ 日	曜	1限目 (9:50～11:40)	2限目 (12:40～14:30)	3限目 (14:45～16:35)	月 ／ 日	曜	1限目 (9:50～11:40)	2限目 (12:40～14:30)	3限目 (14:45～16:35)
8 / 15	木	民裁講義		刑弁問題研究					
16	金	民弁問題研究1	民弁問題研究2						
19	月	民裁起案1(即日)							
20	火	刑弁起案1(即日)							
21	水	民共演習1準備		民弁問題研究3					
22	木	検察起案1(即日)							
23	金	刑裁起案1(即日)							

平成30年度（第72期）司法修習生

B班 集合修習日程予定表

（注）本表は予定であって、確定日程ではない。
確定日程は、毎週最終登庁日に配布する。

平成30年度（第72期）司法修習生 B班 集合修習日程予定表 （注） 本表は予定であって、確定日程ではない。 確定日程は、毎週最終登庁日に配布する。					月／日	曜	1限目 (9:50～11:40)	2限目 (12:40～14:30)	3限目 (14:45～16:35)	月／日	曜	1限目 (9:50～11:40)	2限目 (12:40～14:30)	3限目 (14:45～16:35)
					14	月	体育の日			11	月	民裁起案2講評		
					15	火	民弁起案1（即日）			12	火	民共演習3(交互尋問)		
					16	水	民共演習1(口頭弁論期日)		刑共演習(証拠開示等)	13	水	全共特別講義	検察起案2講評	
					17	木	刑共演習(争点整理等)			14	木	検察問題研究 (被害者保護)	刑弁起案2講評	
					18	金	刑共演習(尋問)			15	金	刑共問題研究 (情状・量刑)	刑裁起案2講評	
					21	月	民裁起案1講評			18	月	民共演習4 (判決・講評)	民弁起案2講評	
					22	火	祝日			19	火	自由研究日		
					23	水	刑裁問題研究	検察起案1講評				考試		
					24	木	民裁起案2（即日）					考試		
					25	金	弁共演習(弁護士倫理)	民共演習2(弁論準備手続期日)				考試		
					28	月	刑弁起案1講評		刑裁起案1講評			考試		
29	火	刑裁起案1講評	民弁起案1講評				考試							
月／日	曜	1限目 (9:50～11:40)	2限目 (12:40～14:30)	3限目 (14:45～16:35)	30	水	検察起案2（即日）			凡例 民裁・・・民事裁判 刑裁・・・刑事裁判 民弁・・・民事弁護 刑弁・・・刑事弁護 民共・・・民事共通 刑共・・・刑事共通 全共・・・全科共通 弁共・・・弁護共通 (即日)・・・即日起家				
10／3	木	民裁講義		刑弁問題研究	31	木	刑弁起案2（即日）							
4	金	民弁問題研究1	民弁問題研究2		11／1	金	刑裁起案2（即日）							
7	月	民裁起案1（即日）			4	月	文化の日							
8	火	検察起案1（即日）			5	火	民弁起案2（即日）							
9	水	民共演習1準備		民弁問題研究3	6	水	民共演習3準備	民共演習(争点整理)						
10	木	刑弁起案1（即日）			7	木	民裁演習（争点整理）		民弁講義(契約)					
11	金	刑裁起案1（即日）			8	金	民共問題研究(和解)	民弁演習(法律相談)						

凡例

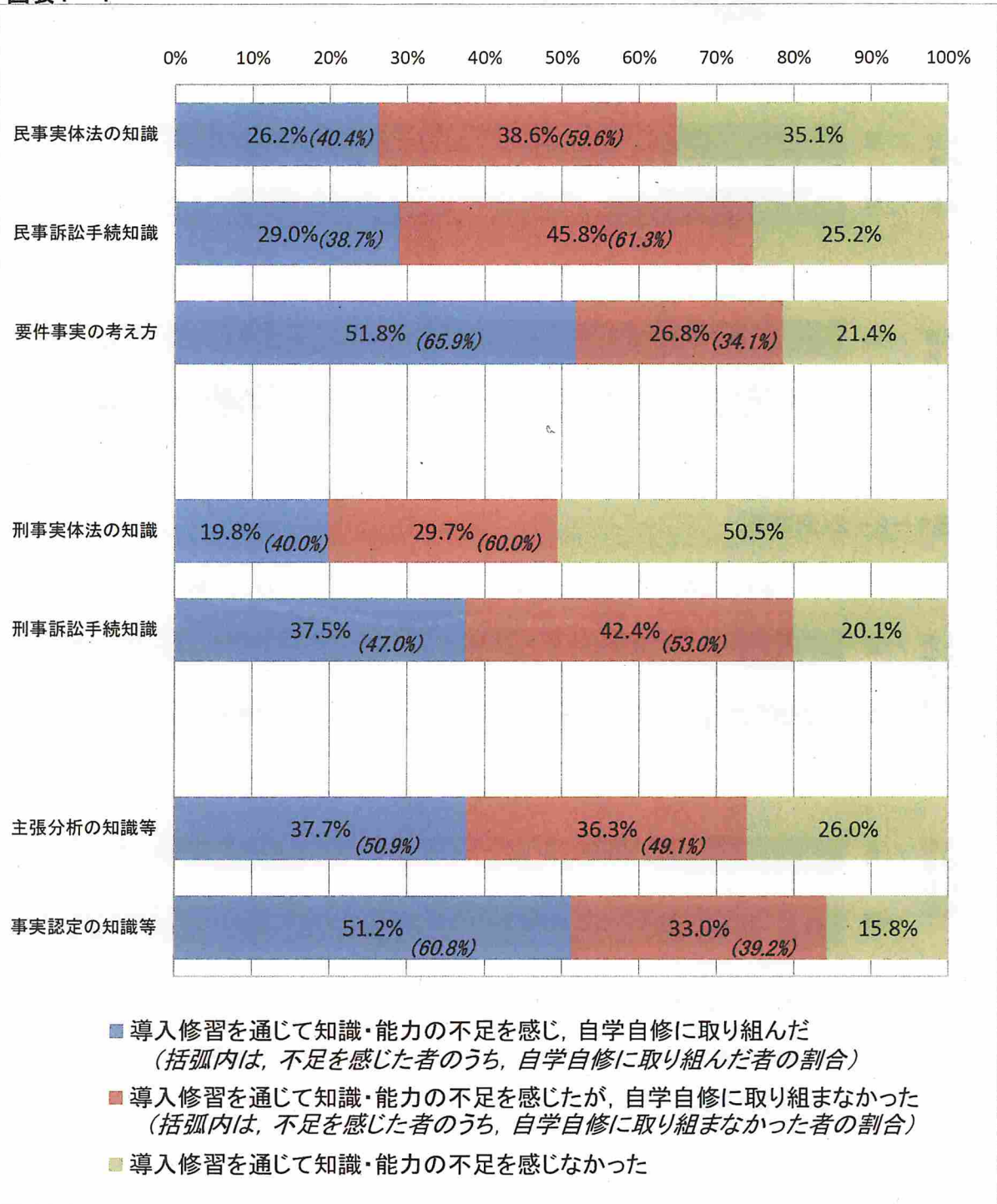
民裁・・・民事裁判	民共・・・民事共通
刑裁・・・刑事裁判	刑共・・・刑事共通
民弁・・・民事弁護	全共・・・全科共通
刑弁・・・刑事弁護	弁共・・・弁護共通
	（即日）・・・即日起案

導入修習に関するアンケート集計結果

○ 第72期の司法修習生に対し、導入修習終了時にアンケート調査を実施した。
司法修習生1481人中1460人が回答(回答率98.58%)

○ 導入修習を通じて知識・能力の不足を感じた者と、導入修習中に自学自修に取り組んだ者の割合

図表1-1

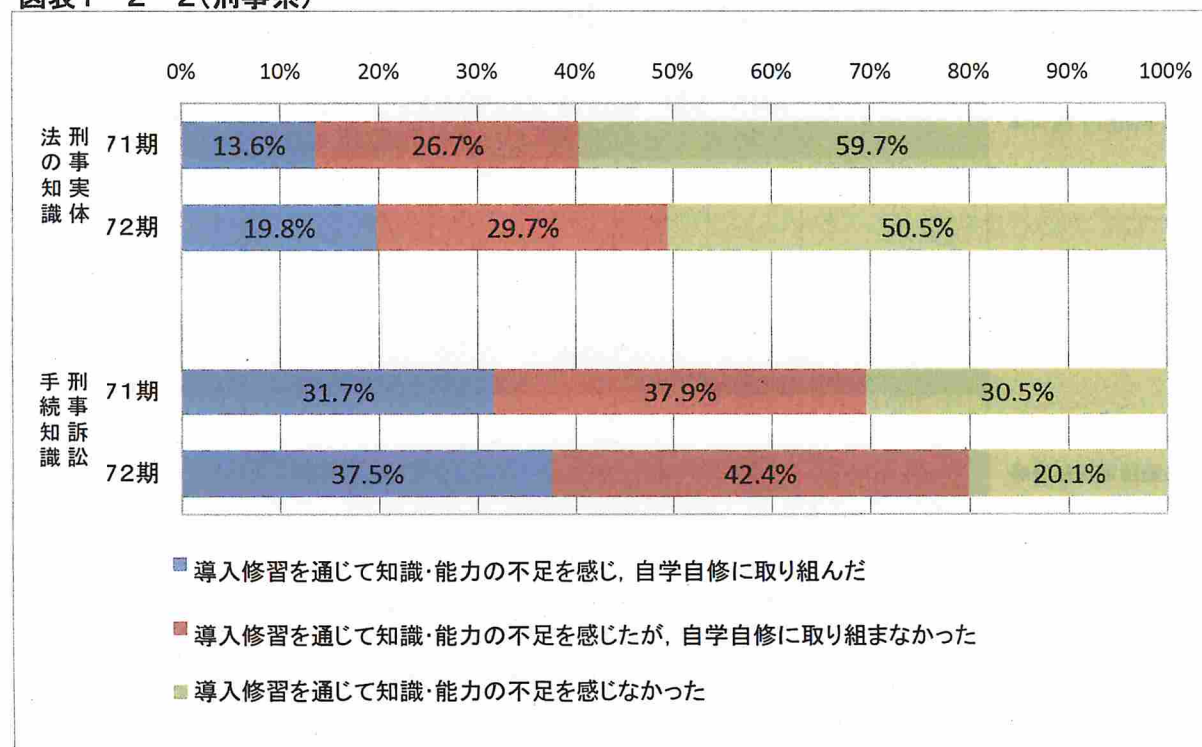


○ 71期との比較

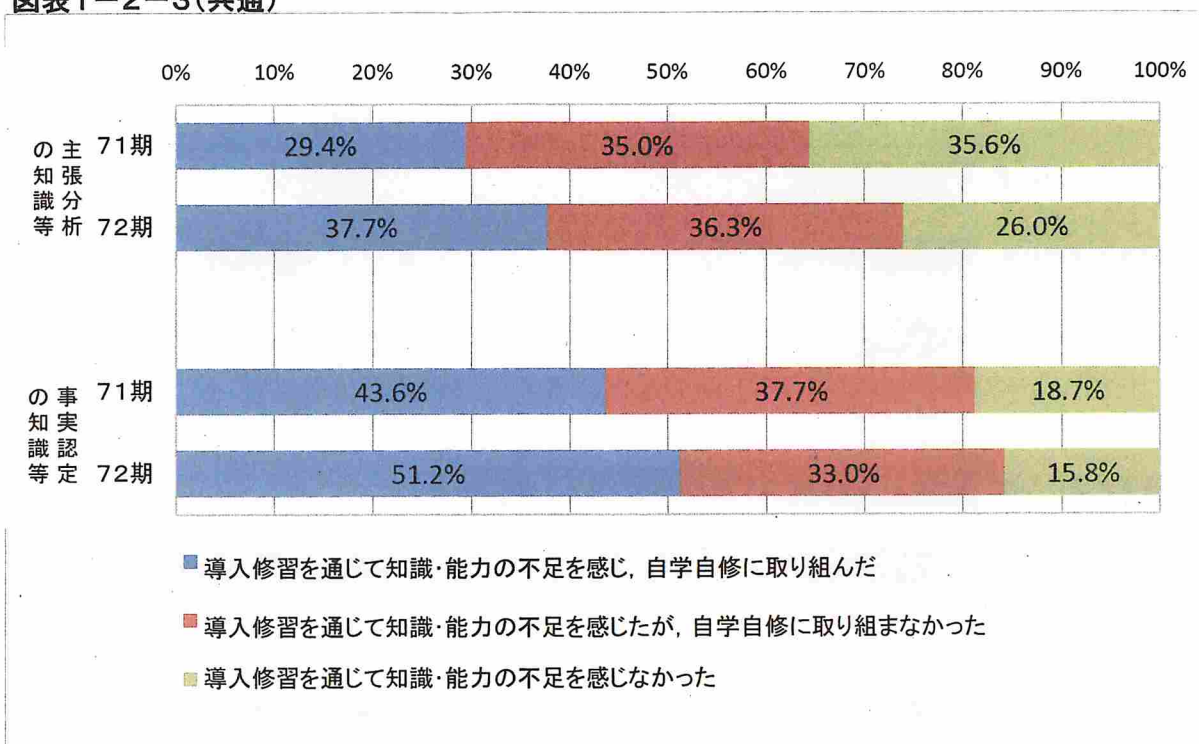
図表1-2-1(民事系)



図表1-2-2(刑事系)

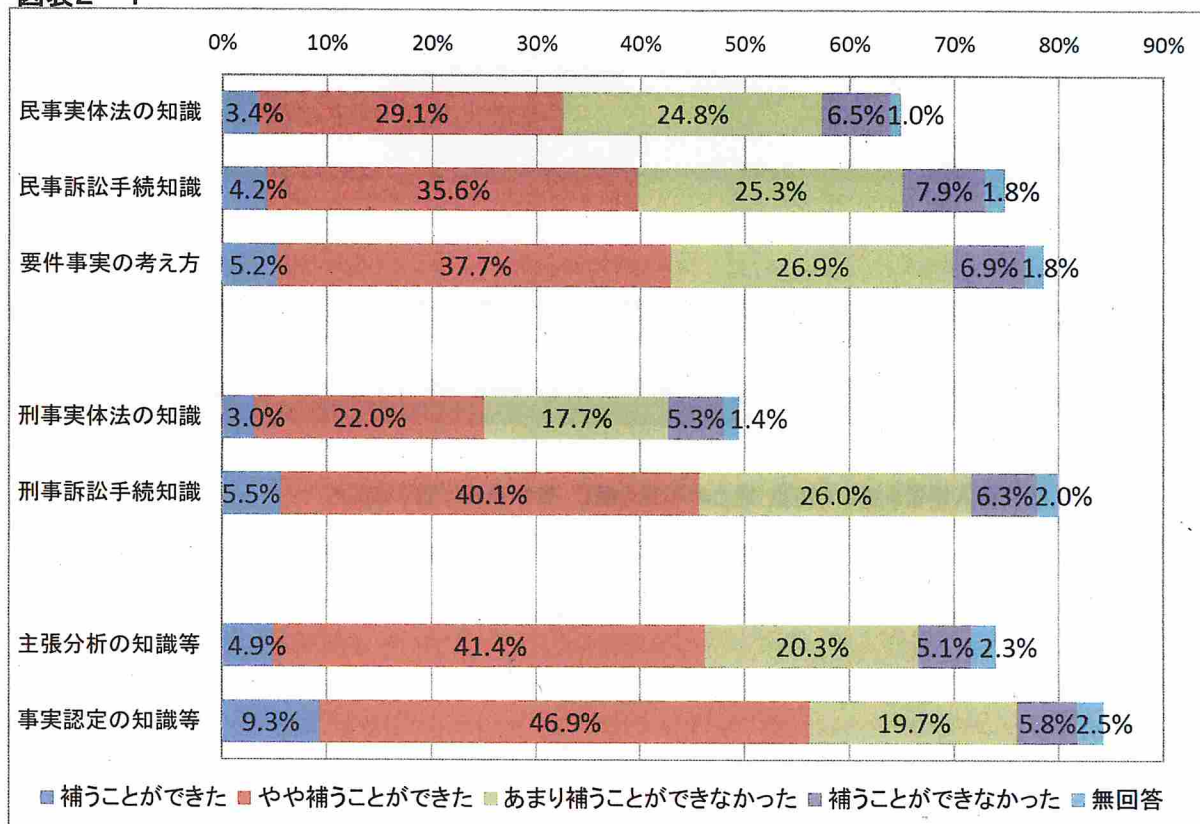


図表1-2-3(共通)



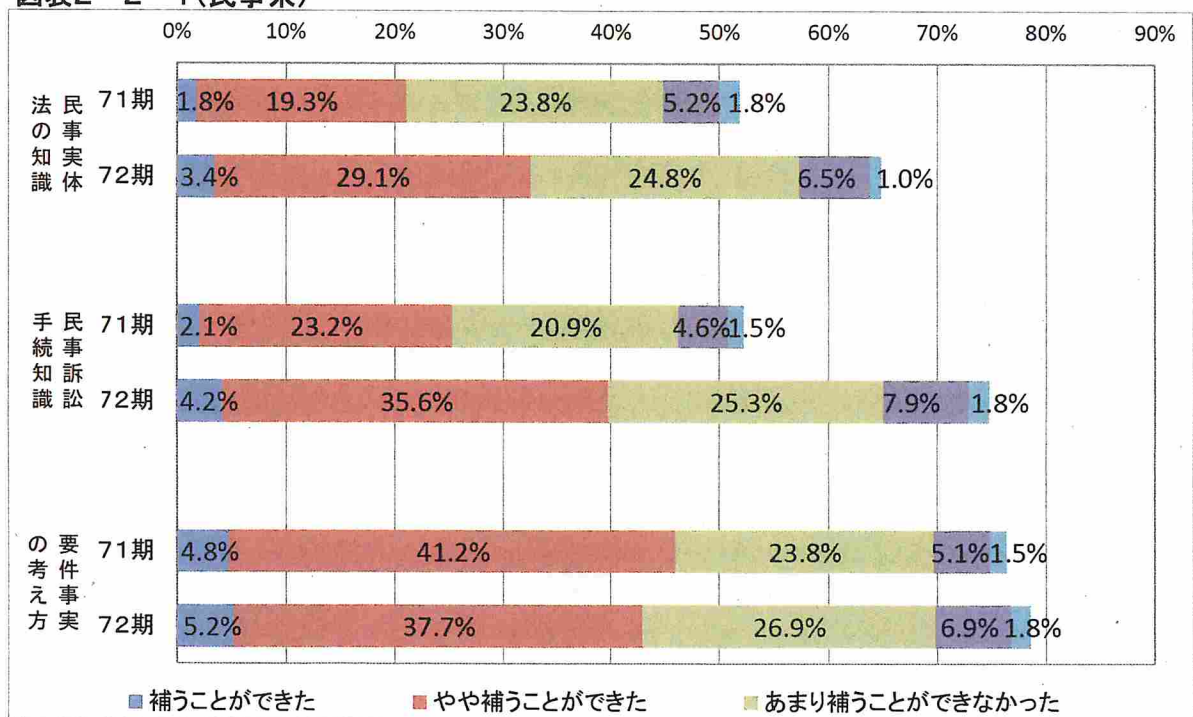
○ 導入修習を通じて不足していた知識・能力をどの程度補うことができたか(母数は回答者全員)

図表2-1

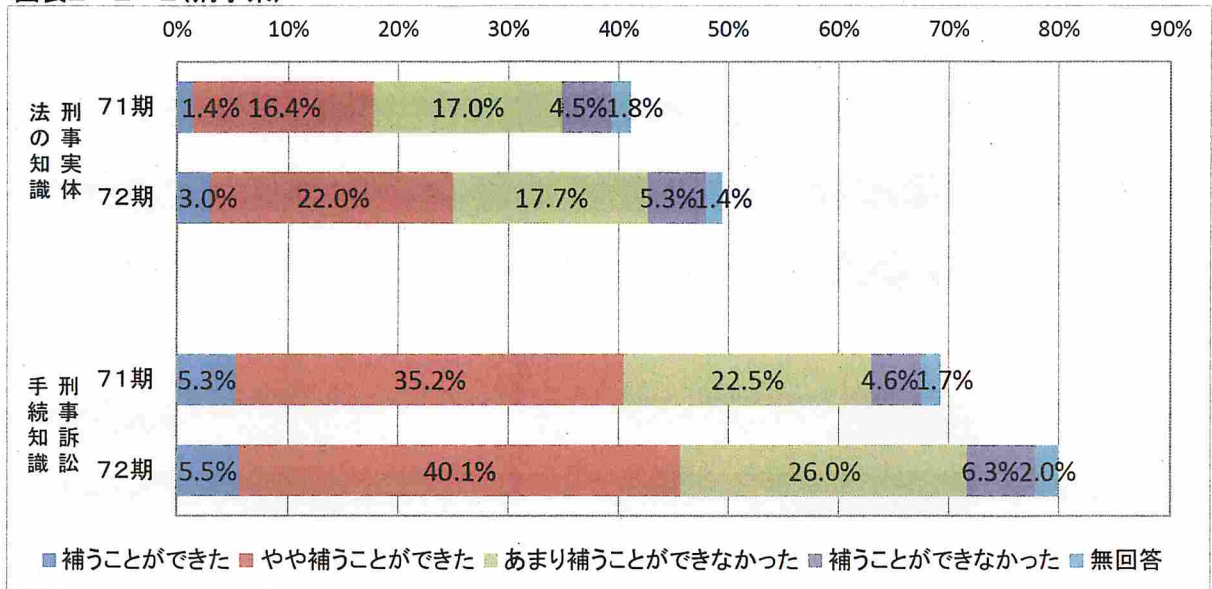


○ 71期との比較(母数は回答者全員)

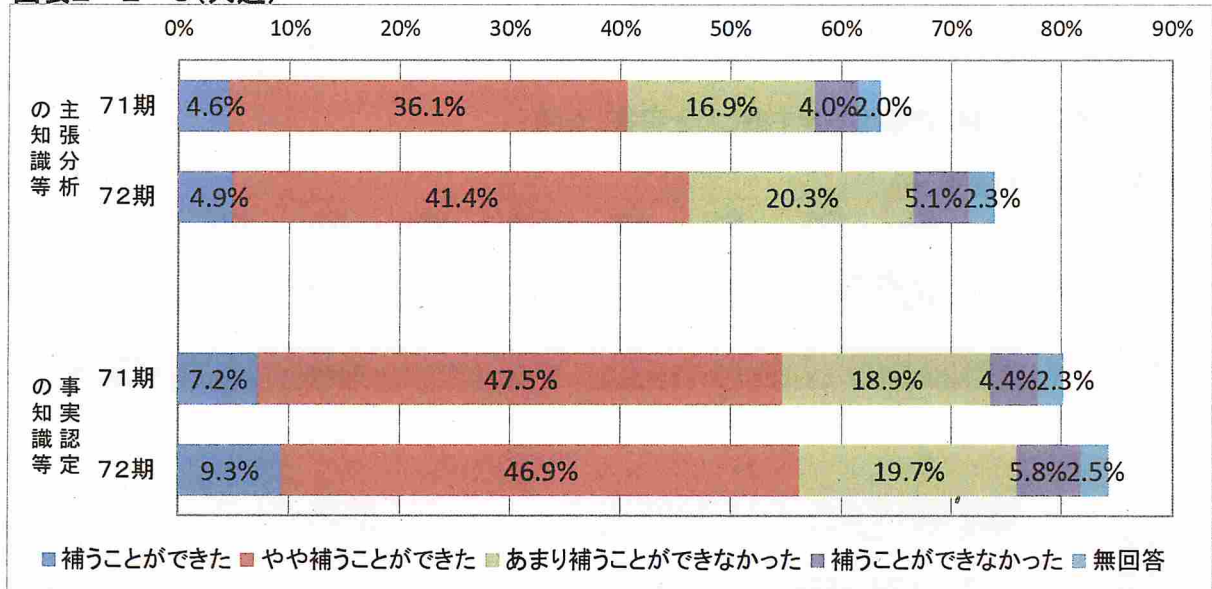
図表2-2-1(民事系)



図表2-2-2(刑事系)

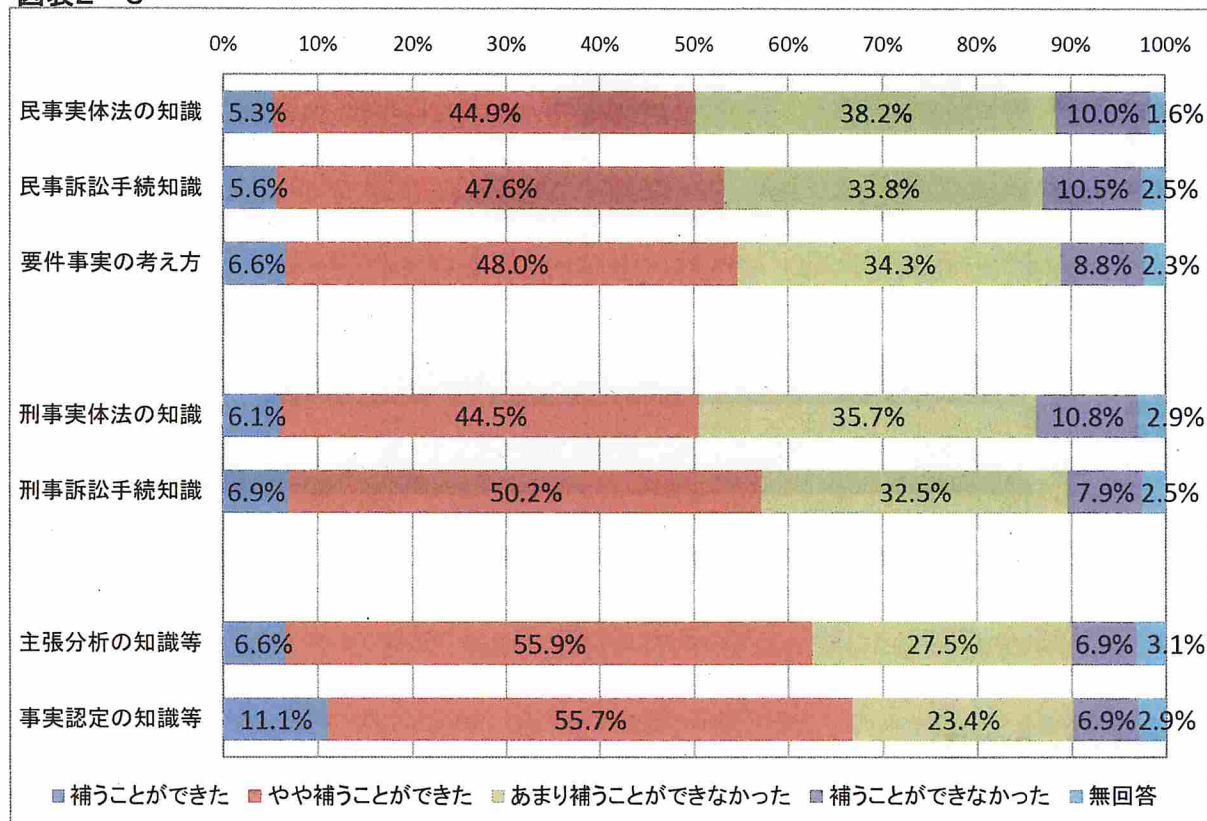


図表2-2-3(共通)



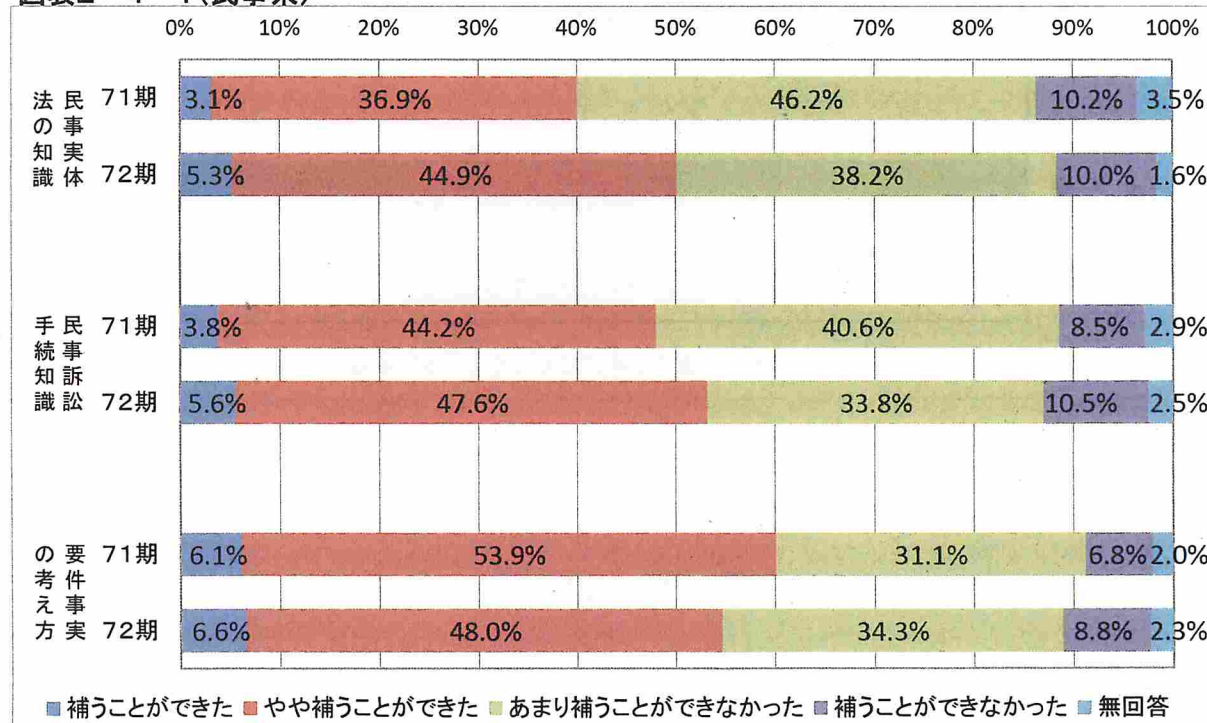
○ 導入修習を通じて不足していた知識・能力をどの程度補うことができたか(母数は不足を感じたと回答した者)

図表2-3

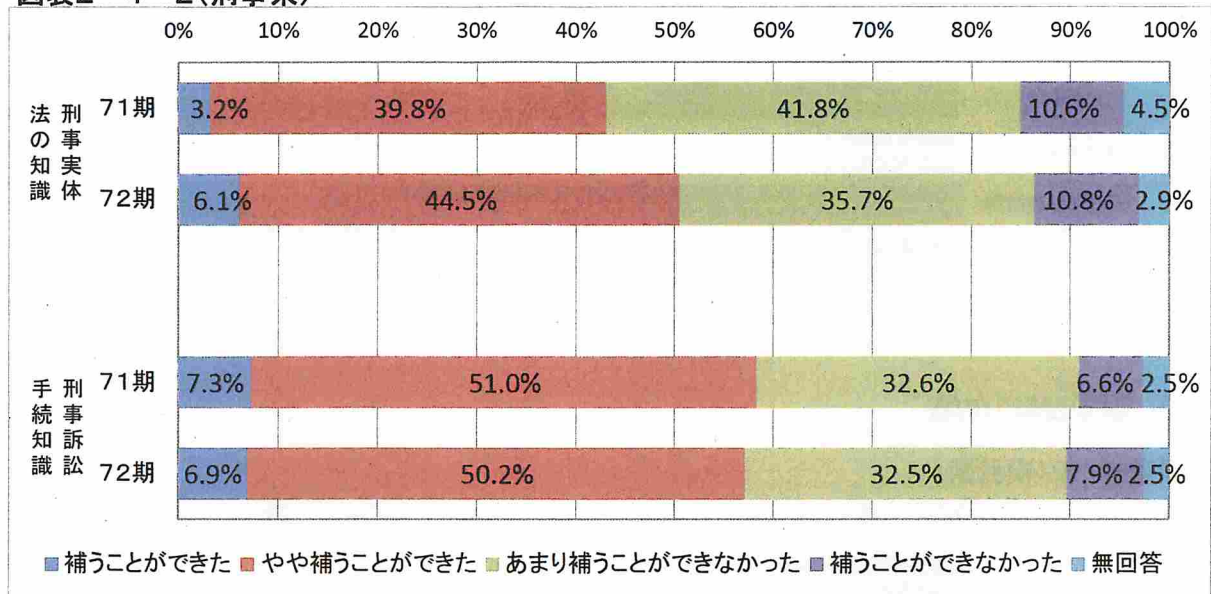


○ 71期との比較(母数は不足を感じたと回答した者)

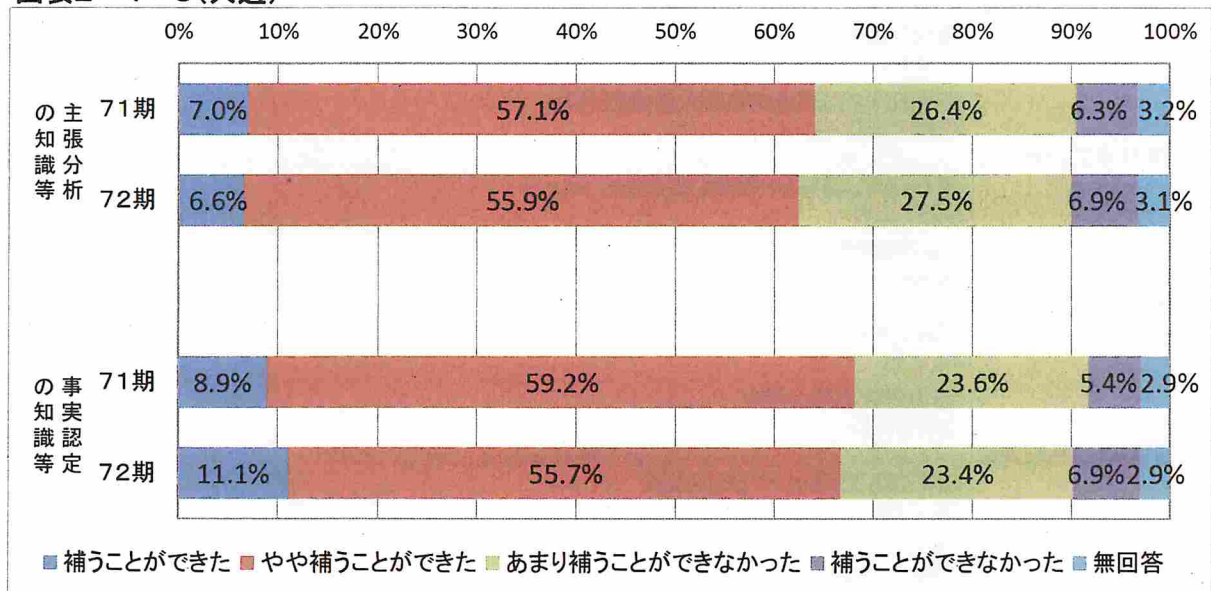
図表2-4-1(民事系)



図表2-4-2(刑事系)

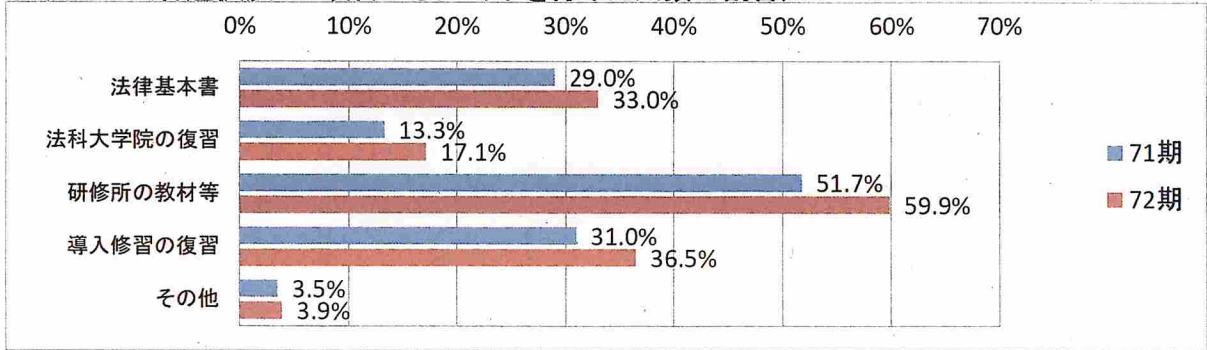


図表2-4-3(共通)



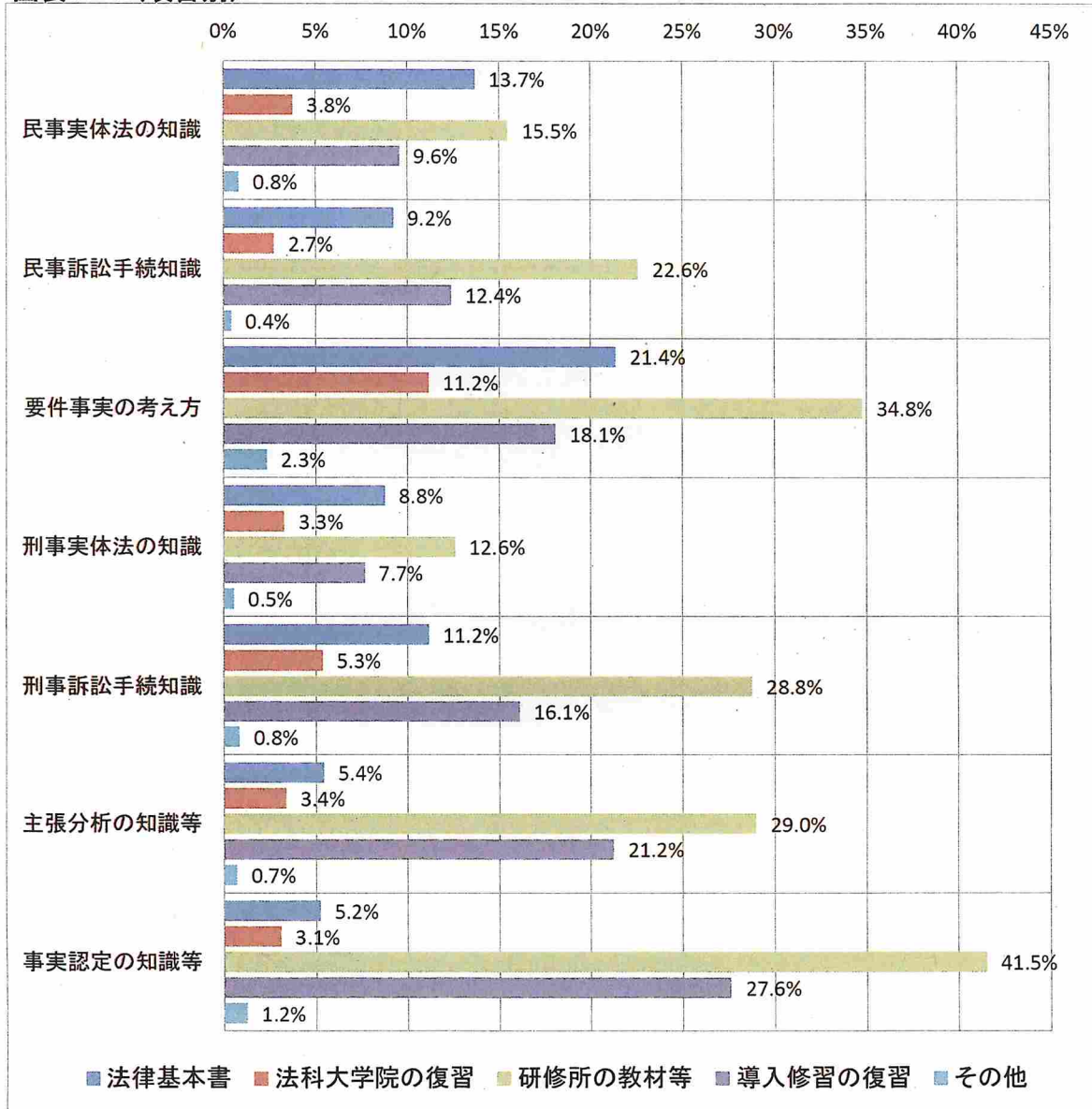
○ 自学自修の内容

図表3-1(各選択肢に1項目でもチェックを付けた人数の割合)



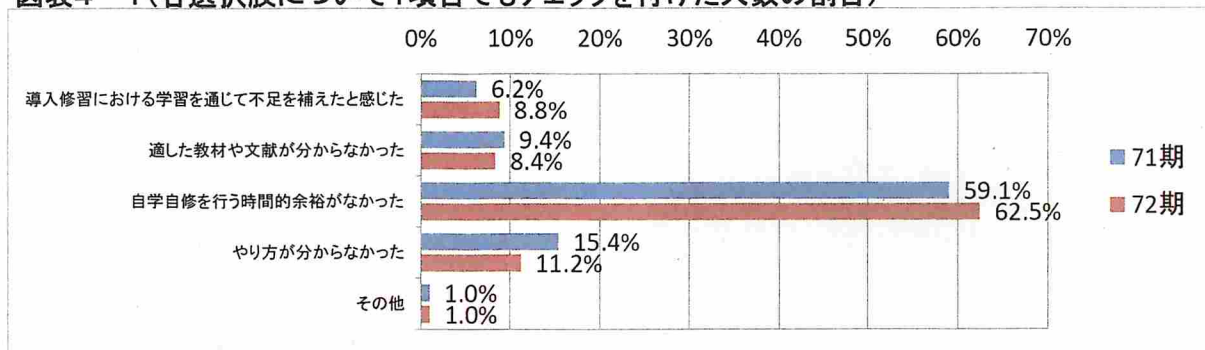
○ 自学自修の内容

図表3-2(項目別)



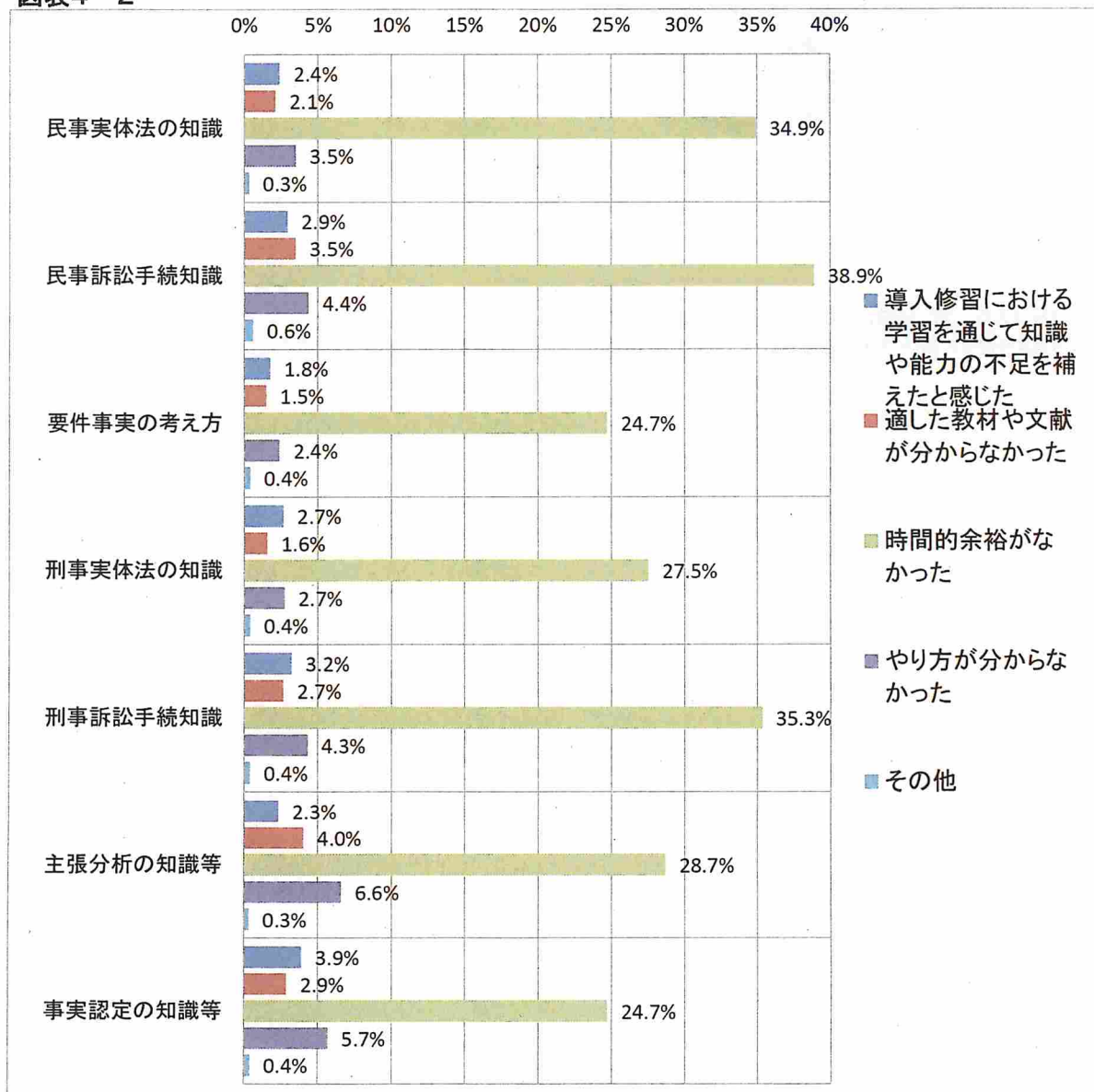
○ 自学自修に取り組まなかった理由

図表4-1(各選択肢について1項目でもチェックを付けた人数の割合)



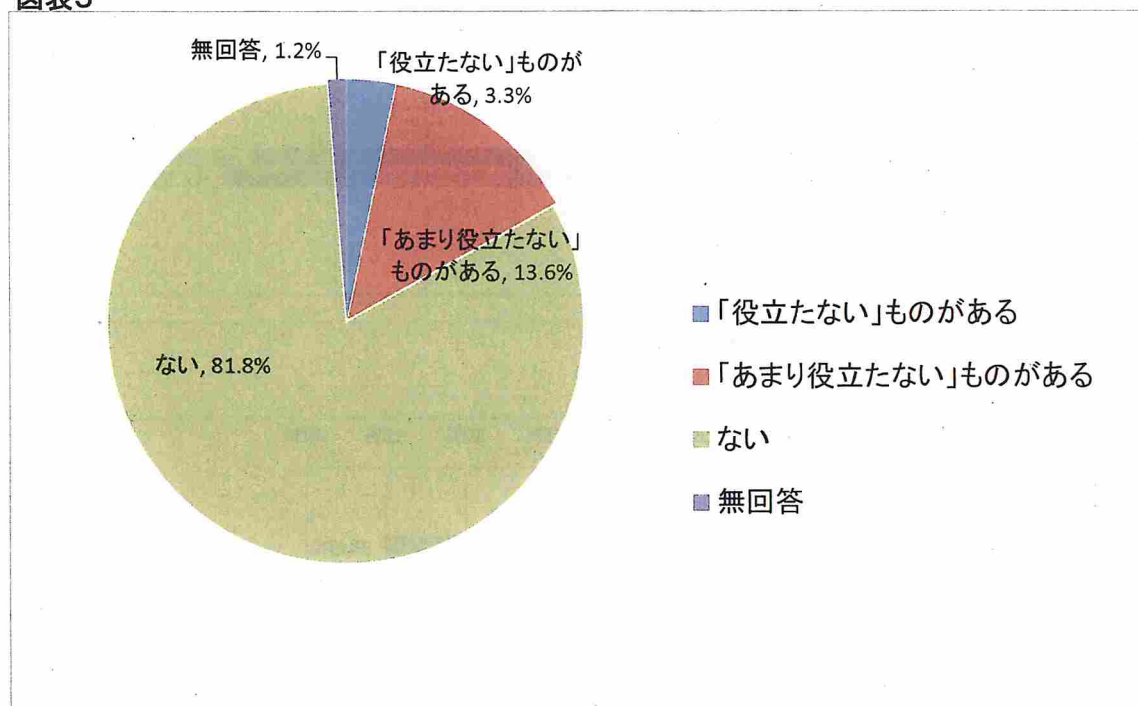
○ 自学自修に取り組まなかった理由

図表4-2



○ 導入修習のカリキュラムの中に「役立たない」ものがあると答えた者の割合

図表5

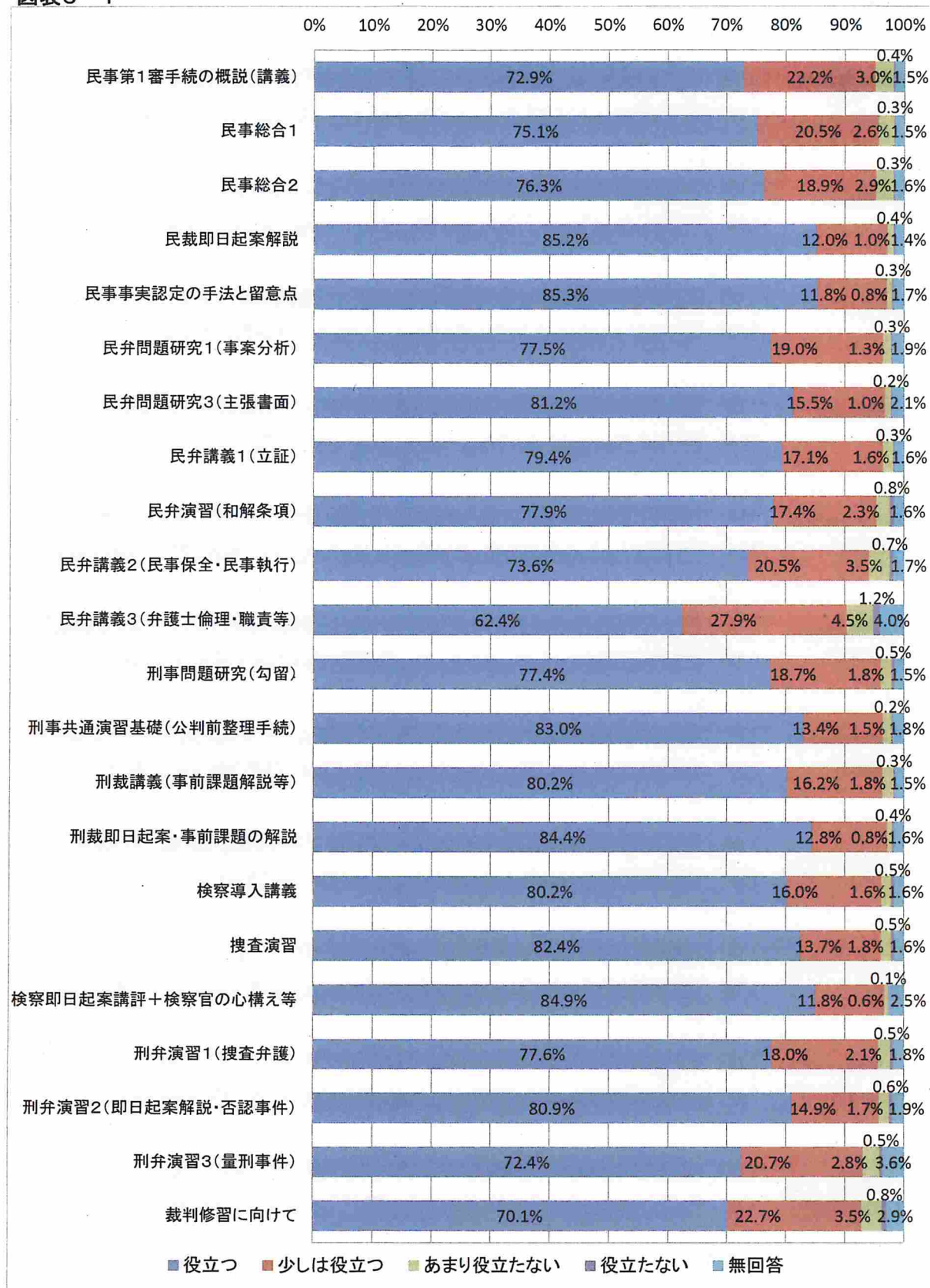


※「『役に立たない』ものがある」は、一つでも「役に立たない」を選択した者。

※「『あまり役に立たない』ものがある」は、一つでも「あまり役に立たない」を選択した者のうち、「役に立たない」を選択した者を除く。

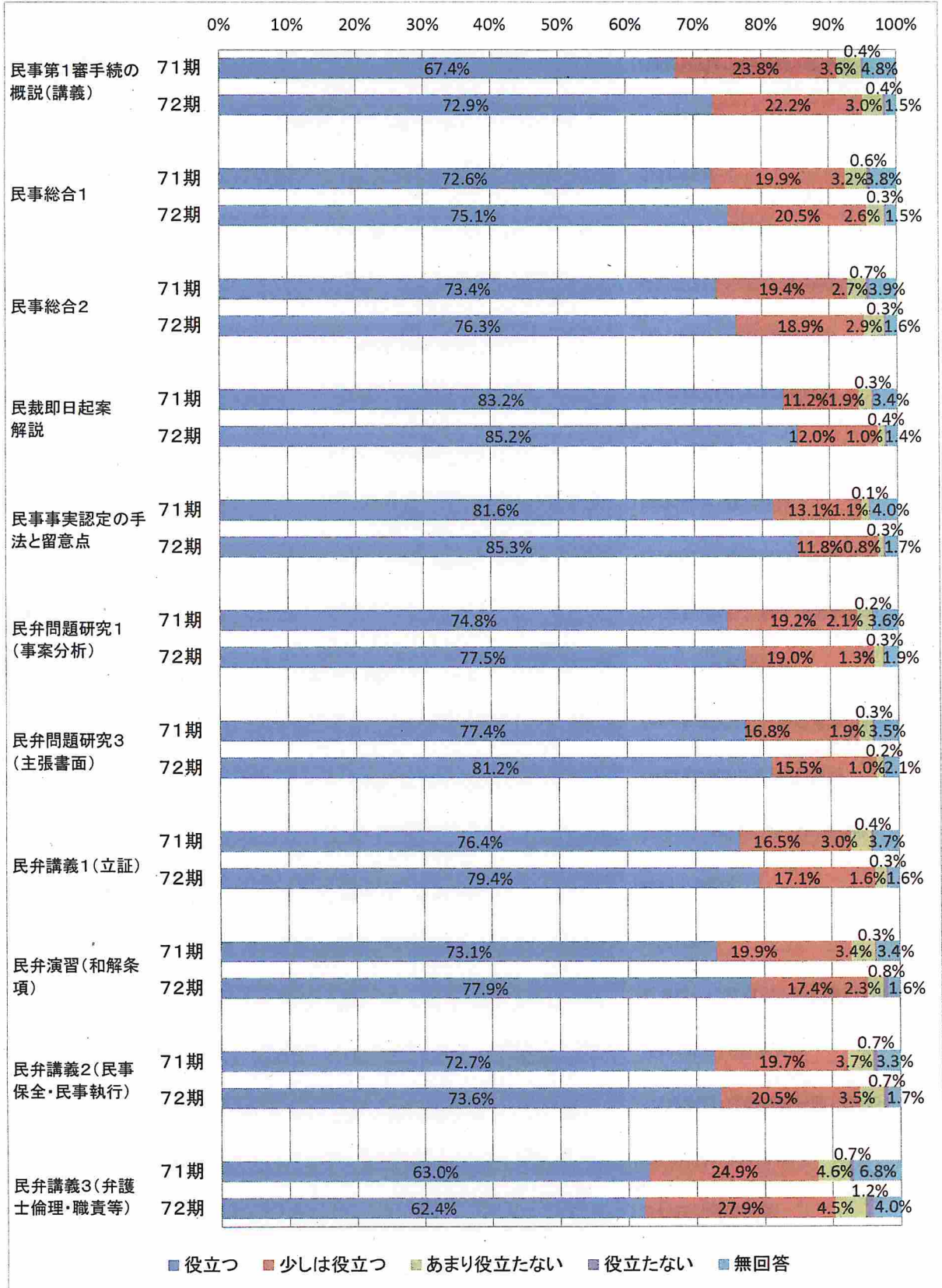
○ 導入修習の各カリキュラムはどの程度役立つと思うか

図表6-1

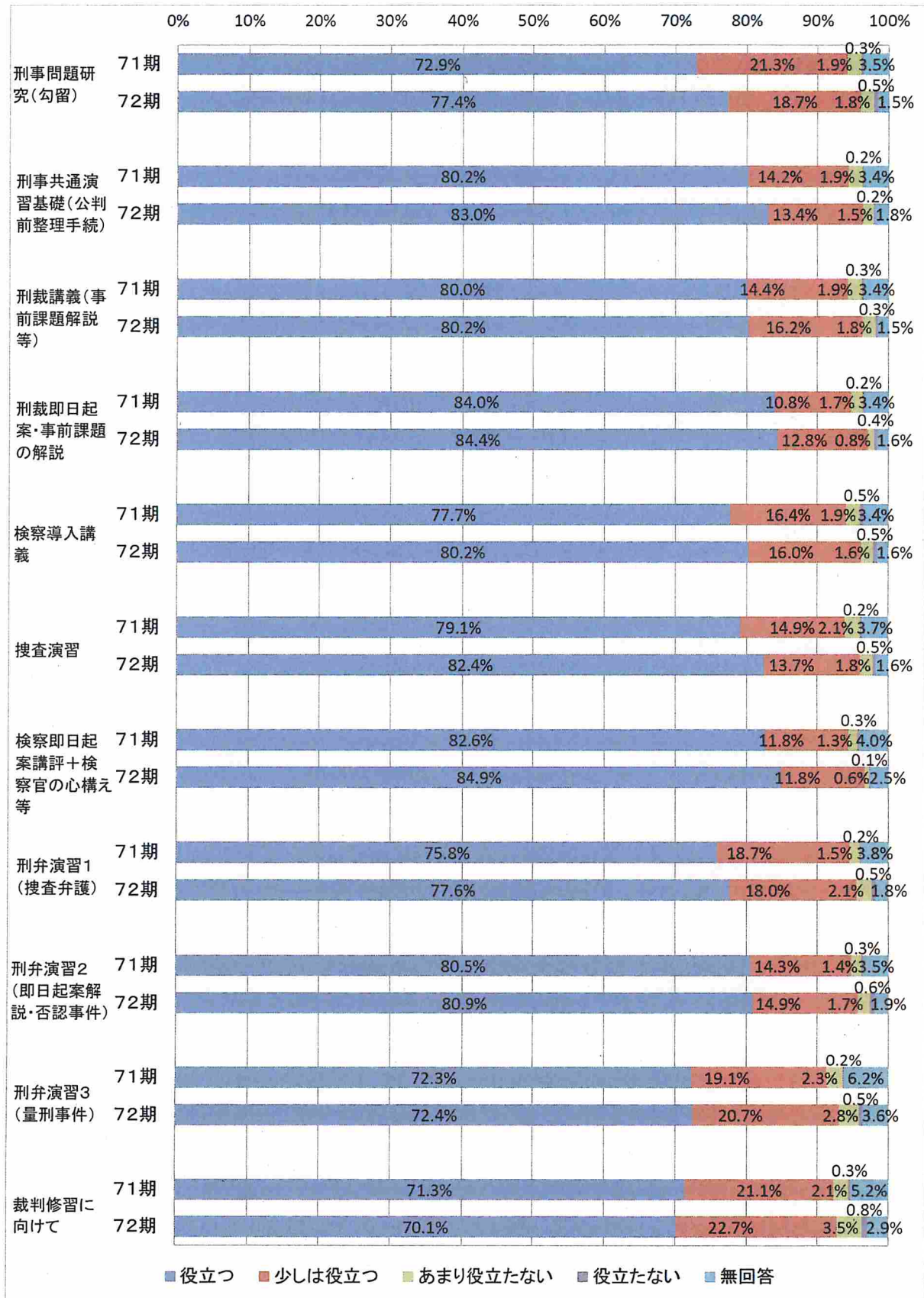


○ 71期との比較

図表6-2



※71期と72期でカリキュラム名称に一部変更があるが、内容的に対応するカリキュラムを比較したもの



組	番	修習地	班	経歴※	氏 名

※ 経歴は、LS修了(既修)=1, LS修了(未修)=2, LS修了していない=3から選択してください。

導入修習チェックシート（第72期）

別に配布する「導入修習チェックシートについて」をよく読んだ上で、必要事項を記入し、A班は12月19日（水）、B班は12月20日（木）に提出してください（全員提出）。 ※ いずれも複数選択可

1 民事関係

(1) 知識・能力の項目ごとに、以下のA～Cから当てはまるものを選んで、回答欄に記入してください。

A：課題があると感じた。 B：やや課題があると感じた。 C：課題があると感じなかった。

- | | | | |
|----------------------------|---|----------------------------|-----------------------|
| ☐ ア | 事実関係に応じてその法的処理にふさわしい法規範を選択・適用できる民事実体法の知識 | ☐ エ | 主張分析・法的構成に関する基礎的知識・理解 |
| ☐ イ | 訴訟進行の各段階において、問題状況に応じて適切に選択・適用できる民事訴訟手続の知識 | ☐ カ | 事実調査に関する基礎的知識・理解 |
| ☐ ウ | 要件事実の考え方 | | |
| ☐ オ | 事実認定に関する基礎的知識・理解 | | |
| ☐ キ | 口頭・文章表現能力 | | |
| ☐ ク | その他（ | | ） |

(2) どのような場面・理由で課題があると感じましたか(必要に応じ(1)ア～クの項目を示して記載してください)。

(3) 課題を感じた事項について、実務修習期間中、どのような方法で学修したいと考えていますか(前同)。

2 刑事関係

(1) 知識・能力の項目ごとに、前記A～Cから当てはまるものを選んで、回答欄に記入してください。

- | | | | |
|----------------------------|--|----------------------------|------------------|
| ☐ ア | 事実関係に応じてその法的処理にふさわしい法規範を選択・適用できる刑事実体法の知識 | | |
| ☐ イ | 捜査・公判の各段階において、問題状況に応じて適切に選択・適用できる刑事訴訟手続の知識 | | |
| ☐ ウ | 主張分析・法的構成に関する基礎的知識・理解 | | |
| ☐ エ | 事実認定に関する基礎的知識・理解 | ☐ オ | 事実調査に関する基礎的知識・理解 |
| ☐ カ | 口頭・文章表現能力 | | |
| ☐ キ | その他（ | | ） |

(2) どのような場面・理由で課題があると感じましたか(必要に応じ(1)ア～キの項目を示して記載してください)。

(3) 課題を感じた事項について、実務修習期間中、どのような方法で学修したいと考えていますか(前同)。

3 民事裁判	(1) 以下の各能力について、前記A～Cから当てはまるものを選んで回答欄に記入してください。 ☐ 主張分析能力 ☐ 事実認定能力 ☐ 紛争解決能力 (2) (1)で課題を感じた能力の修得のため、民裁実務修習で重点的に取り組みたい項目を選んでください。 ☐ 記録の検討 ☐ 期日等の傍聴 ☐ 起案 ☐ 指導担当者との質疑応答 ☐ 判例・文献等の調査 ☐ その他（具体的に記載してください。） (3) (1)で課題を感じた能力の修得のため、実務修習中、どのような自学自修が必要と考えているかを記載してください。
4 刑事裁判	(1) 以下の基礎的知識・理解について、前記A～Cから当てはまるものを選んで回答欄に記入してください。 ☐ 令状請求の判断に必要な基礎的知識・理解 ☐ 公判前整理手続での主張・証拠の整理に必要な基礎的知識・理解 ☐ 公判手続の進行に必要な基礎的知識・理解 ☐ 争点判断のための事実認定に必要な基礎的知識・理解 (2) (1)で課題を感じた能力の修得のため、刑裁実務修習で重点的に取り組みたいと考えていること(3(2)を参考に)と、実務修習中、どのような自学自修が必要と考えているかを記載してください。
5 検察	(1) <u>経験がないという理由以外の理由</u>で、基礎的知識・能力に課題・不安を感じる項目を選んでください。 ☐ ア 捜査の進展に伴う事実認定（動的事実認定） ☐ イ 補充捜査 ☐ ウ 取調べ ☐ エ 終局処分 ☐ オ 公判活動 ☐ カ 決裁等の口頭報告 (2) (1)で選択した項目について、課題・不安を感じる理由と、実務修習中、どのような方法で学修したいと考えているかを記載してください。また、実務修習で経験したいことや受けた指導があれば記載してください。
6 民事弁護	(1) 履修や事前準備を通じて、自分の知識・能力等に課題があると感じたカリキュラムを選んでください。 ☐ 問題研究1（事情聴取・事案分析） ☐ 問題研究2・3（主張書面） ☐ 立証 ☐ 和解条項 ☐ 民事保全・民事執行 ☐ 弁護士倫理・職責 (2) (1)で選択した各カリキュラムについて、①何について、どのような場面・理由で課題があると感じたか、②①で記載した各課題について、実務修習中、どのような方法で学修したいと考えているかを記載してください。
7 刑事弁護	(1) 以下の各項目の理解に関し、前記A～Cから当てはまるものを選んで回答欄に記入してください。 ☐ ケースセオリーに基づく弁護活動 ☐ 釈放に向けた活動（手段の選択、主張・立証） ☐ 弁論の構成 ☐ 論証のために必要な事実の評価 ☐ 尋問において獲得すべき事実に対する意識 ☐ 接見でのやり取り ☐ 検察官の立証構造の把握 ☐ 論証のために必要な事実の抽出 ☐ 公判前整理手続における弁護人の役割 ☐ 行為責任の考え方を踏まえた情状立証の在り方 (2) (1)で課題を感じた能力を修得するため、実務修習中、どのような取組が必要と考えているかを記載してください。

平成30年12月4日

司法研修所事務局

72期司法修習生のみなさんへ

導入修習チェックシートについて

1 本シートの趣旨・目的

導入修習は、現時点でみなさんに不足している実務的基礎知識・能力に気付いてもらい、円滑に分野別実務修習を行えるようにすることを目的としています。しかし、せっかく導入修習で自分の課題に気付いても、実務修習でその課題に取り組まなければ、みなさんが導入修習を十分に活かすことができたとはいえません。

そこで、本シートは、みなさんが導入修習において自分の知識・能力等に課題があると感じた場合に、その気づきをみなさんに意識してもらい、実務修習期間中の自学自修や分野別実務修習での指導に活かすことを目的として作成してもらうものです（現時点で課題があるのは当然のことですし、以上のような趣旨・目的のものですから、成績評価等には関係ありません。）。

2 本シートの利用方法

みなさんから提出された本シートは、司法研修所から、分野別実務修習の指導担当者に送付され、クラス担当教官にも交付されます。

みなさんは、必ず、本シートのコピーを作成して実務修習結果簿の所定の場所に綴り込んで保存し、失くさないようにするとともに、実務修習期間中に随時見直し、自学自修や分野別実務修習に活用することを意識してください。また、実務修習の指導担当者と、本シートを用いて面談を行うなどして、実務修習の目標や取り組み方について相談することも考えられます。

各クールの終わりには、本シートの記載内容を踏まえて実務修習を振り返り、実務修習結果簿の該当頁に、取組の成果や自分の課題の状況について記載してください。

3 本シートの作成・提出方法

裁判所ウェブサイトを通じて本シートの電子データを配布しますので、導入修習のカリキュラムごとに、自らに不足している知識・能力等について感じたことを逐次メモするなどした上で、提出前にそれらを整理して本シートを作成し、印刷して、A班の修習生は12月19日（水）に、B班の修習生は12月20日（木）に提出してください（手書きで記載しても構いません）。本シートの趣旨・目的を踏まえ、提出の直前に慌てて思い出しながら作成するようなことのないように注意してください。

印刷は、必ずA4用紙1枚に「両面印刷」したものとし、用紙が2枚以上にわたる

ことのないようにしてください。

4 その他の注意点

- (1) 「経歴」欄は、法科大学院（L S）修了（既修＝1，未修＝2），L Sを修了していない＝3の該当するものから選んで記入してください。

法科大学院修了者は、予備試験合格資格で司法試験を受験した場合でも，L S修了を選んでください。

- (2) 各項目の自由記載欄は，指示に従ってなるべく具体的に記載するようにしてください。実務修習中の取組や自学自修について記載する際に，学修に当たって悩んでいること，分からないことなどについて記載しても差し支えありません。

みなさんが，実務修習を有意義なものとし，大きく成長されることを期待しています。

以 上

平成30年12月18日

司法研修所事務局

司法修習生指導担当者 各位

導入修習チェックシートの活用について

1 本シートの趣旨・目的

導入修習は、司法修習生に現時点で不足している実務的基礎知識・能力に気付かせ、円滑に分野別実務修習を行えるようにすることを目的としています。本シートは、その目的を十分に達成するため、司法修習生が導入修習において知識・能力等に課題があると感じた場合に、その気付きを司法修習生に自覚させ、実務修習中の自学自修に結び付けるとともに、これを実務修習の指導担当者と共有し、実務修習での指導に活用していただくために作成させるものです。

また、本シートの活用の一助として、導入修習における指導内容をまとめた「72期導入修習カリキュラムの概要」を平成31年1月中には各配属庁会に送付いたしますので、併せて御参照ください。

2 本シートの共有の範囲について

- (1) 本シートは、配属庁会を通じて、指導担当者に配布されます。その際、原則として、各指導担当者が実際に指導を担当する司法修習生のシートのみを提供することとしておりますが、活用のため、以下の点に御留意ください。
- (2) 実際に指導に当たられる方が複数である場合、指導担当者間で共有してください。例えば、地方裁判所では、配属先（部）で指導に当たる裁判官全員が、当該司法修習生のシートを閲覧できるようにしてください（適宜写しを作成していただいて差し支えありません。）。
- (3) 分野別実務修習の全体的な方針を検討する必要がある場合に、担当者が共有すること等は差し支えありません。例えば、弁護士会の司法修習委員会の委員間で共有していただくことが考えられます。

3 本シートの活用方法

本シートの活用方法としては、指導担当者におかれて、指導を担当する司法修習生との面談の材料として用いることなどが考えられます。具体的な活用方法は、各修習地・各指導担当者の実情に応じ、工夫していただくことが望ましいと考えておりますが、御参考までに、活用例を以下にいくつか紹介します（全てを実施することを求めるものではありません。）。

- ・ 実務修習のクール開始時の面談の材料とし、どのような修習を行わせるか、どの

ようなポイントを重点的に指導するかを定める参考とする。

- ・ ある程度実務修習が進んだ段階で面談の材料とし、導入修習時に感じた課題に対する取組状況や、その後新たに気付いた課題がないか等を確認する。また、司法修習生の自己認識と指導担当者の客観的な評価を比較し、ずれがあればその原因について議論する等して、その後の実務修習のモチベーションを喚起したり、意識的に自己分析させ、取り組むべき課題を明確化したりして、実務修習の効果を高める。
- ・ 実務修習の終盤に面談の材料とし、当該クールでの取組を振り返らせ、成果を確認したり、なお残る課題について自覚させてその後の自学自修を促したりする。

なお、本シートは、その性質上、司法修習生の自己認識を記載したものであり、記載できる分量にも限りがあり、司法修習生の記載ぶりの個人差もありますので、本シートのみから得られる情報には限界があります。それを前提にしつつも、前記1で記載した目的の達成のため、有効に御活用いただきますようお願いいたします。

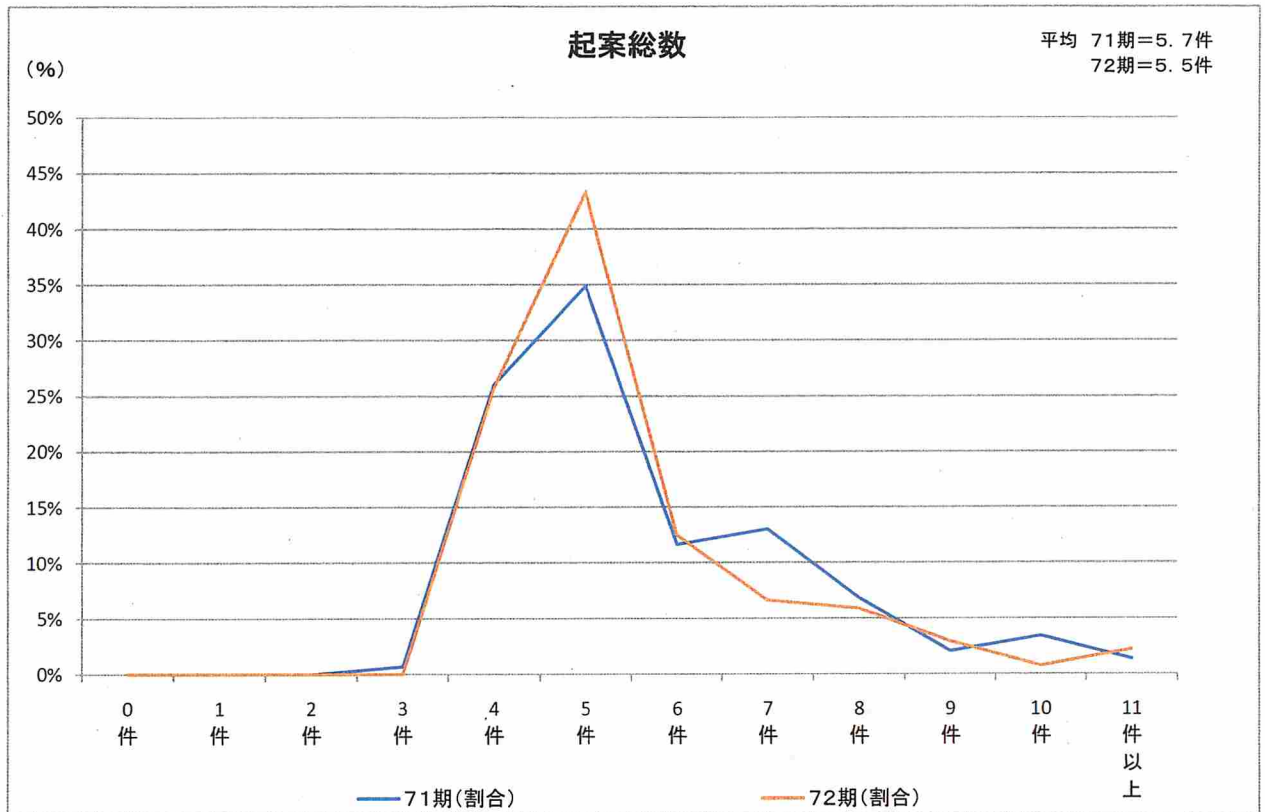
4 司法修習生への周知について

司法修習生には、別紙平成30年12月4日付け「導入修習チェックシートについて」を配布し、本シートの趣旨について周知しておりますので、御参考として添付いたします。

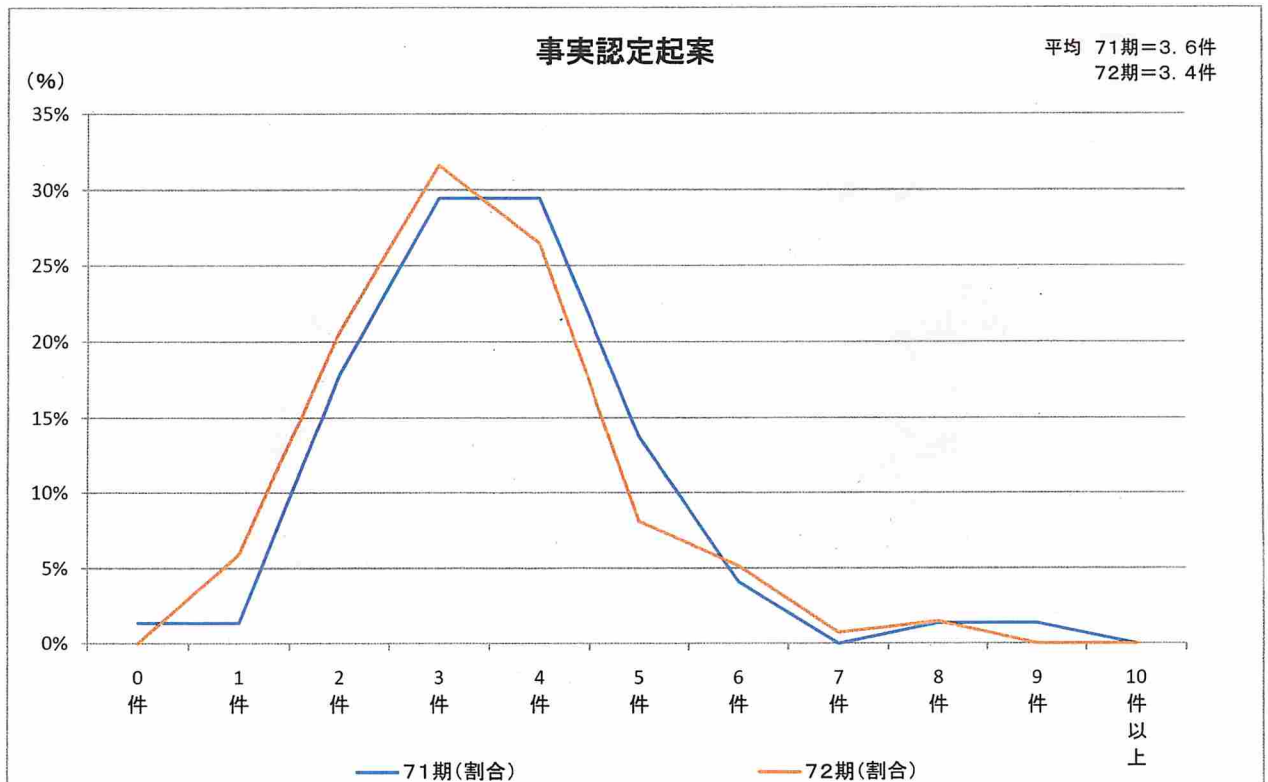
以 上

【比較版(71期, 72期) 修習結果簿(民事裁判修習:第1クール)集計結果】

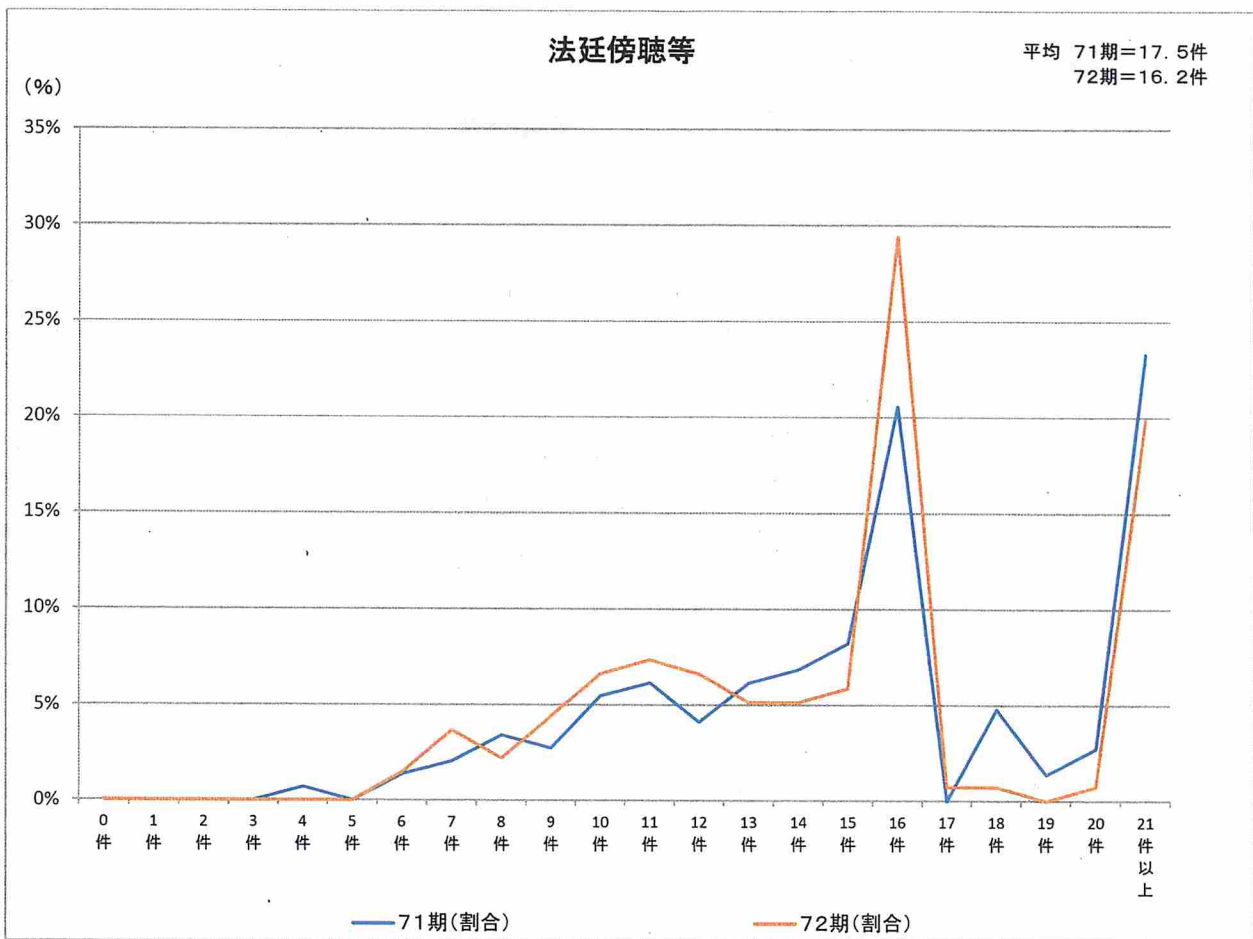
グラフ1



グラフ2

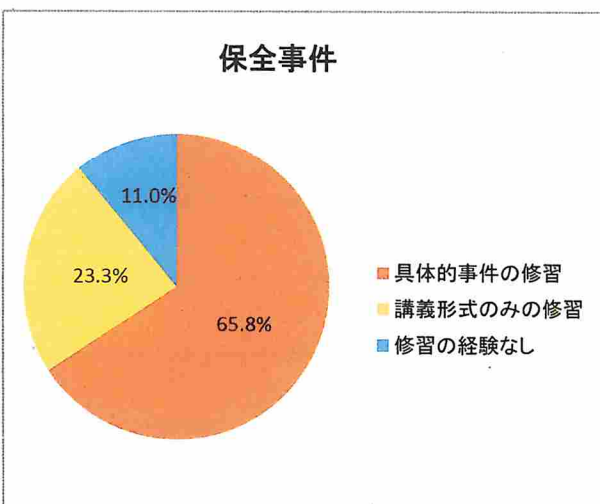


グラフ3

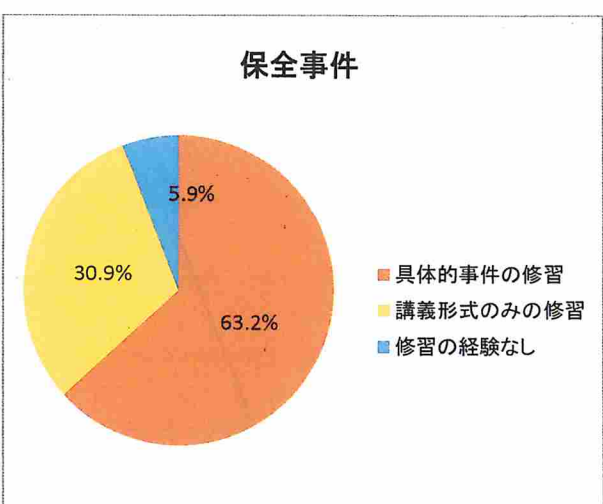


グラフ4

【71期】

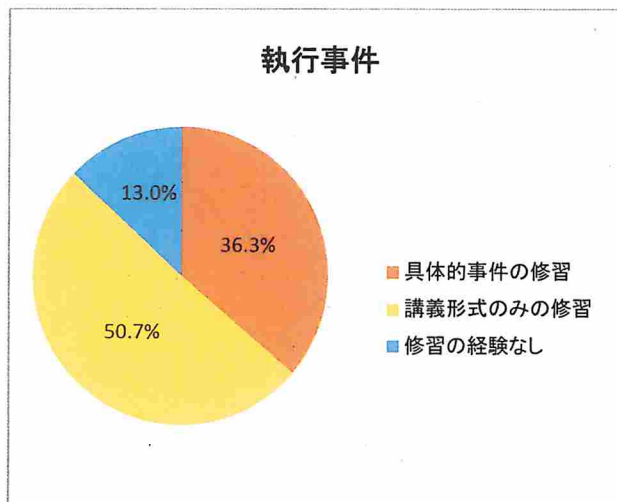


【72期】

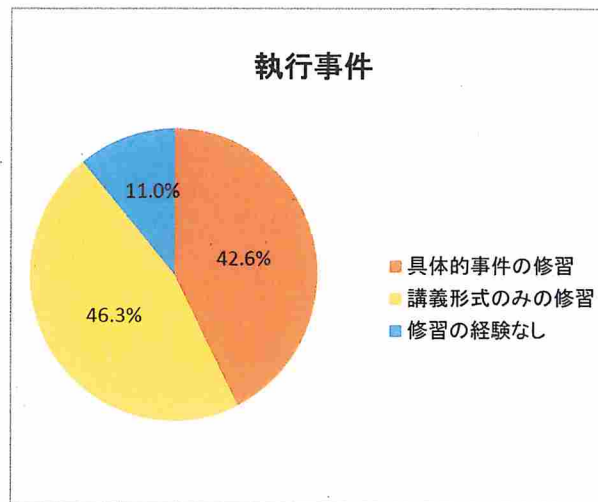


グラフ5

【71期】

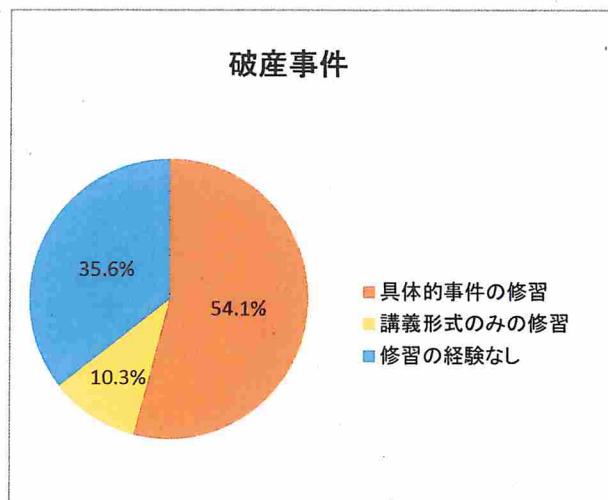


【72期】

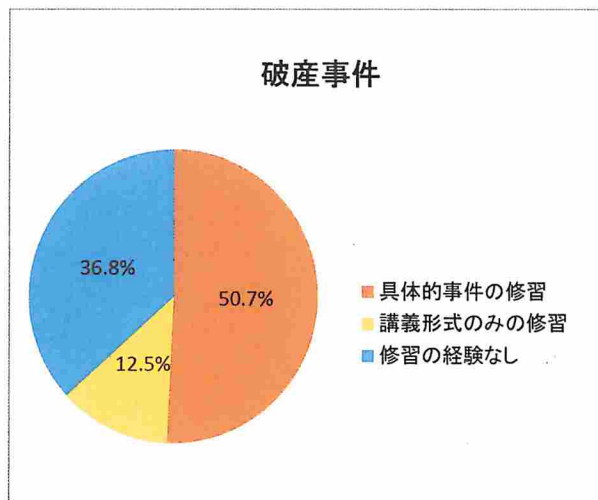


グラフ6

【71期】

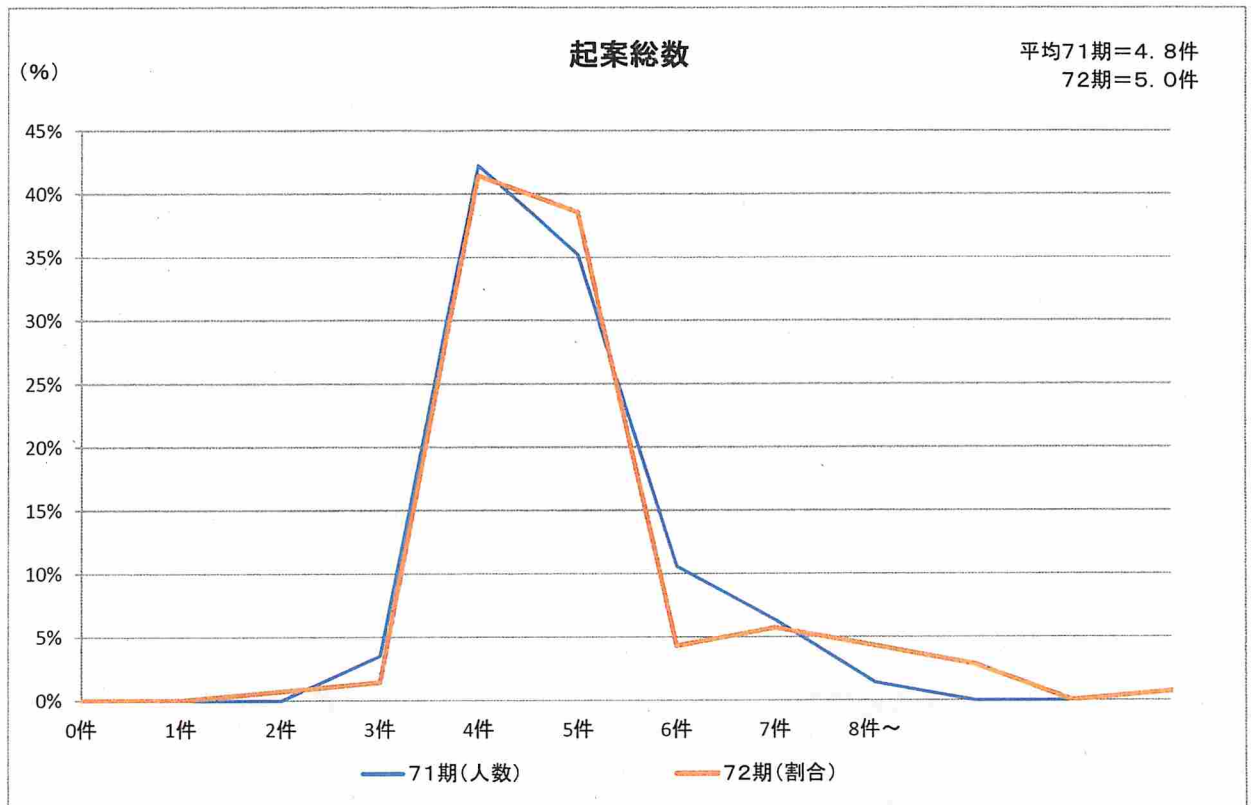


【72期】

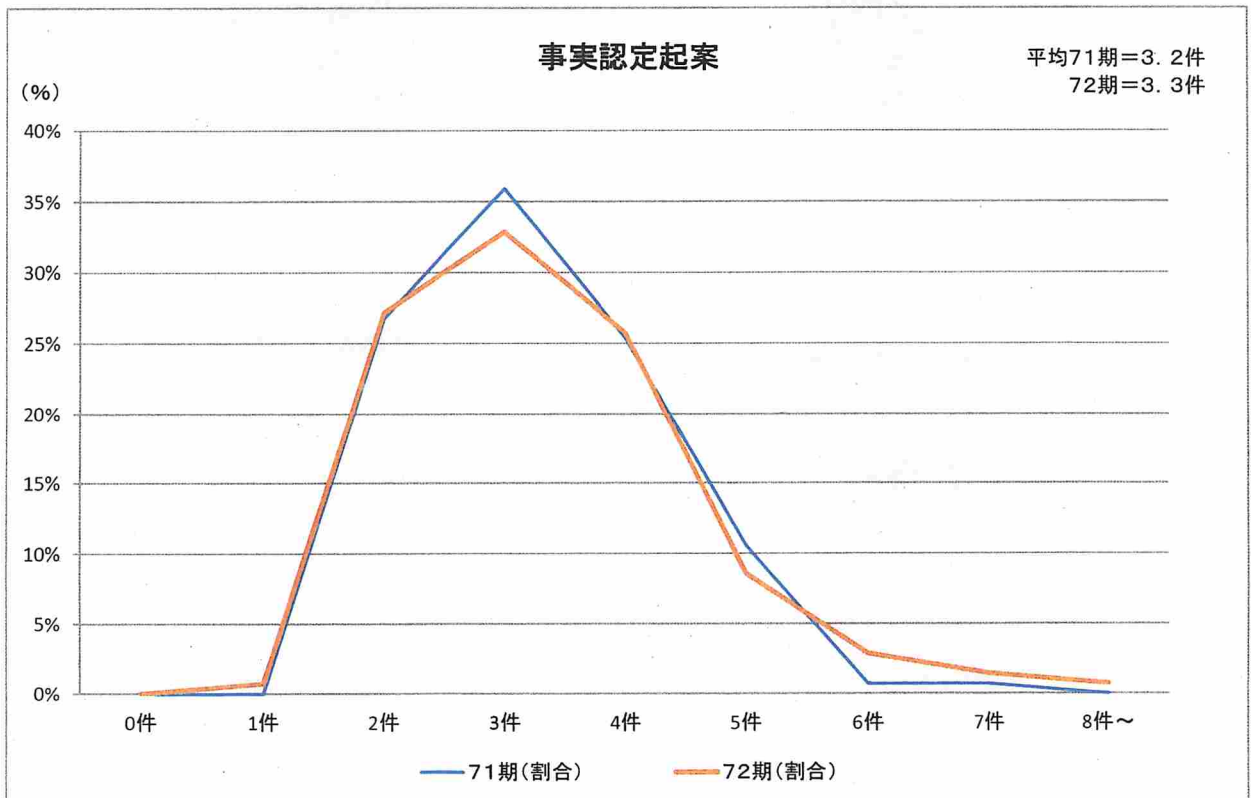


【比較版(71期, 72期) 修習結果簿(刑事裁判修習:第1クール)集計結果】

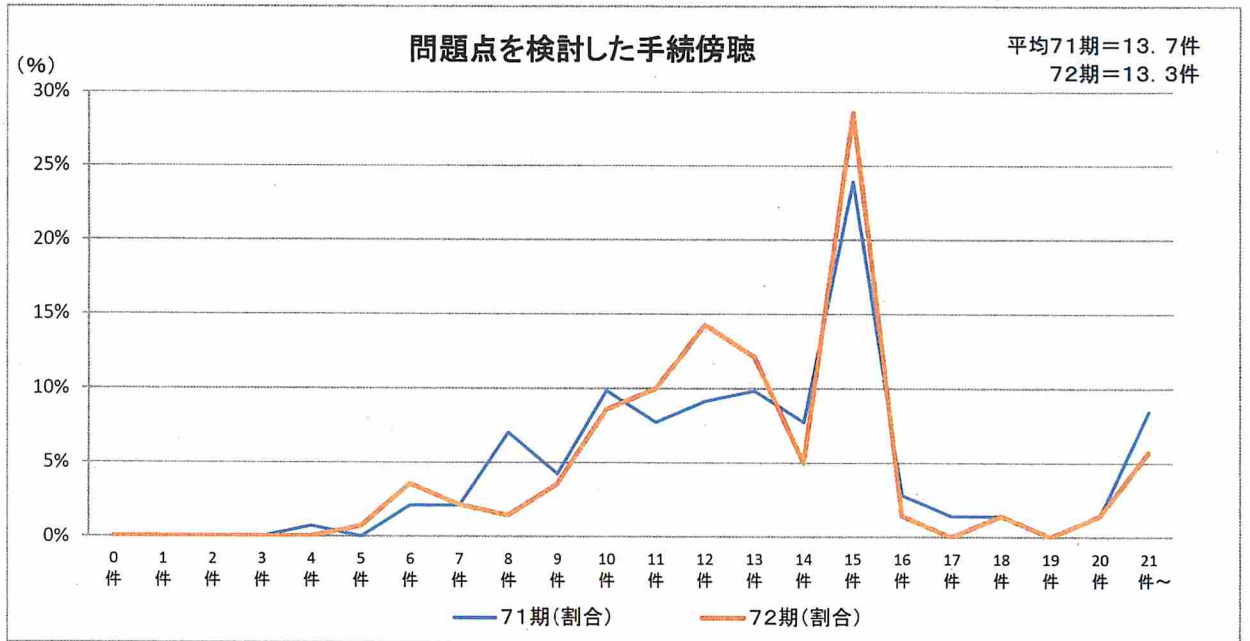
グラフ1



グラフ2

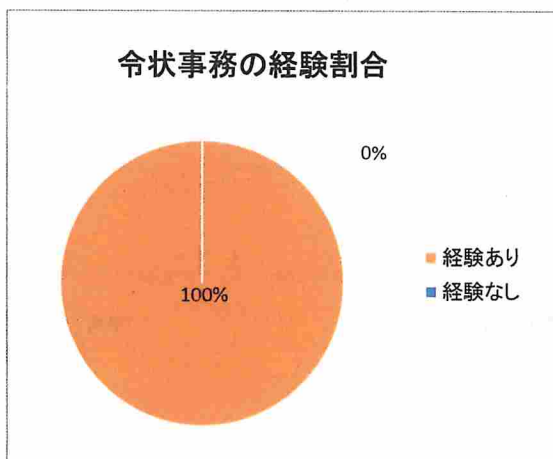


グラフ3

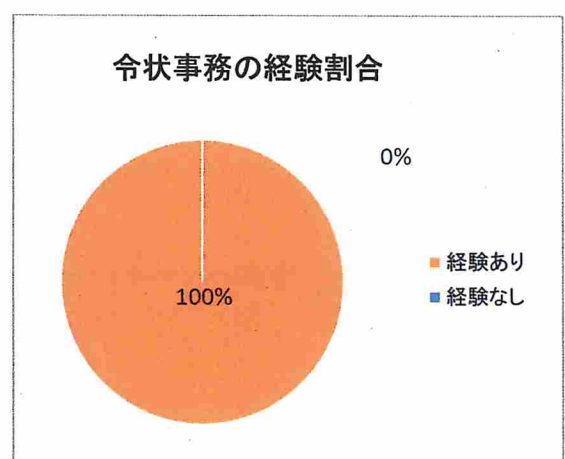


グラフ4

【71期】

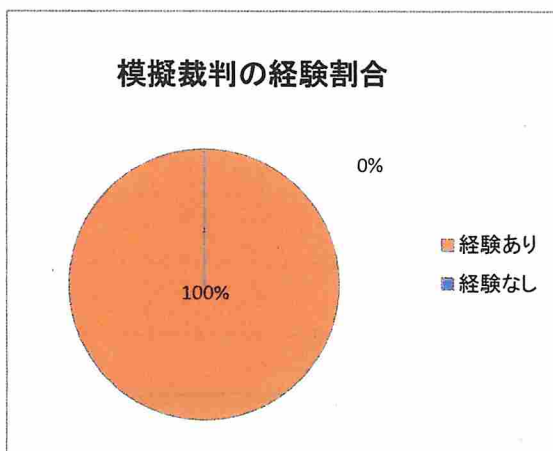


【72期】

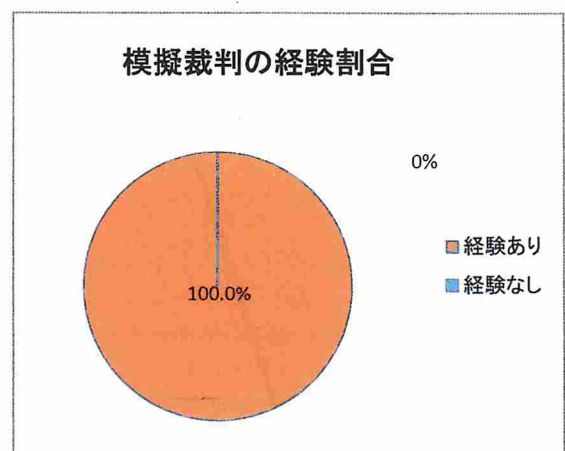


グラフ5

【71期】



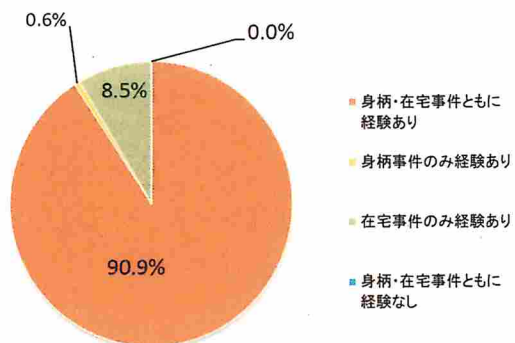
【72期】



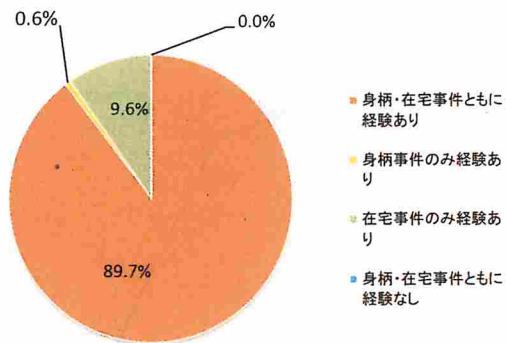
【比較版(71期, 72期) 修習結果簿(検察修習:第1クール)集計結果】

グラフ1 捜査実務修習(身柄・在宅事件の経験割合)

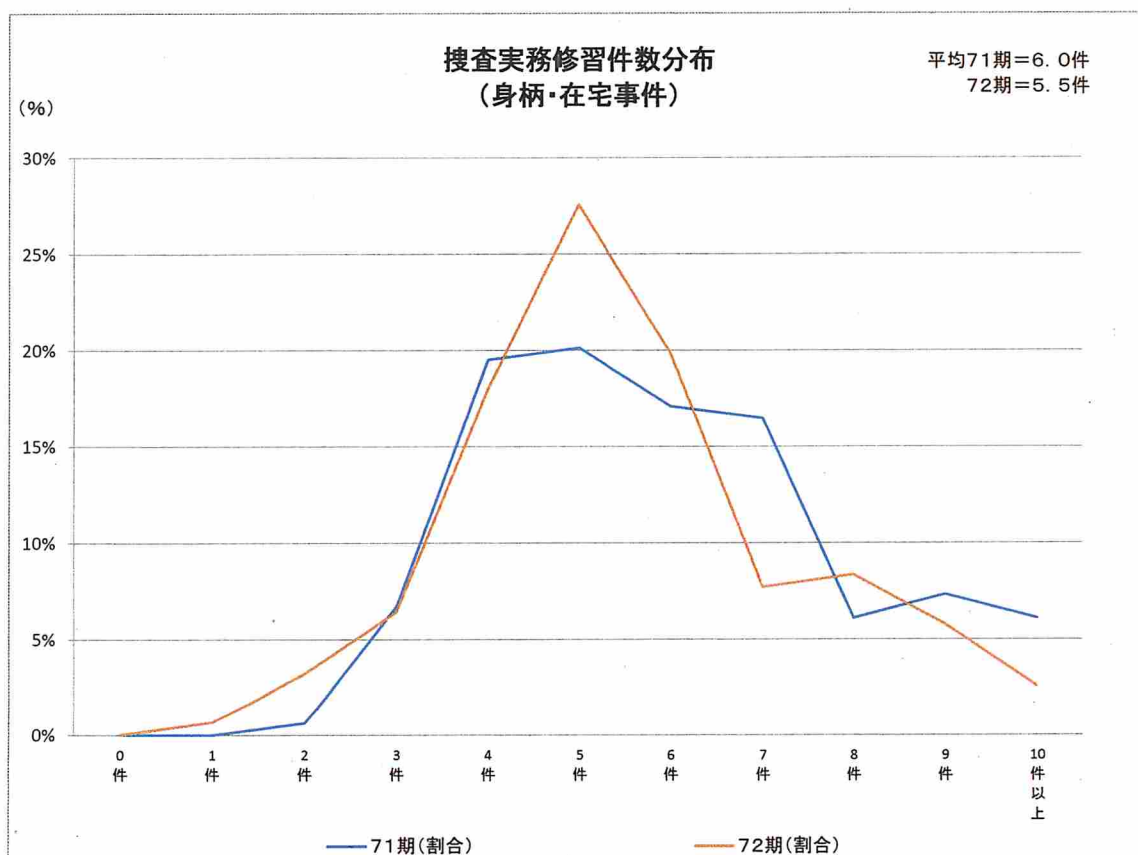
【71期】



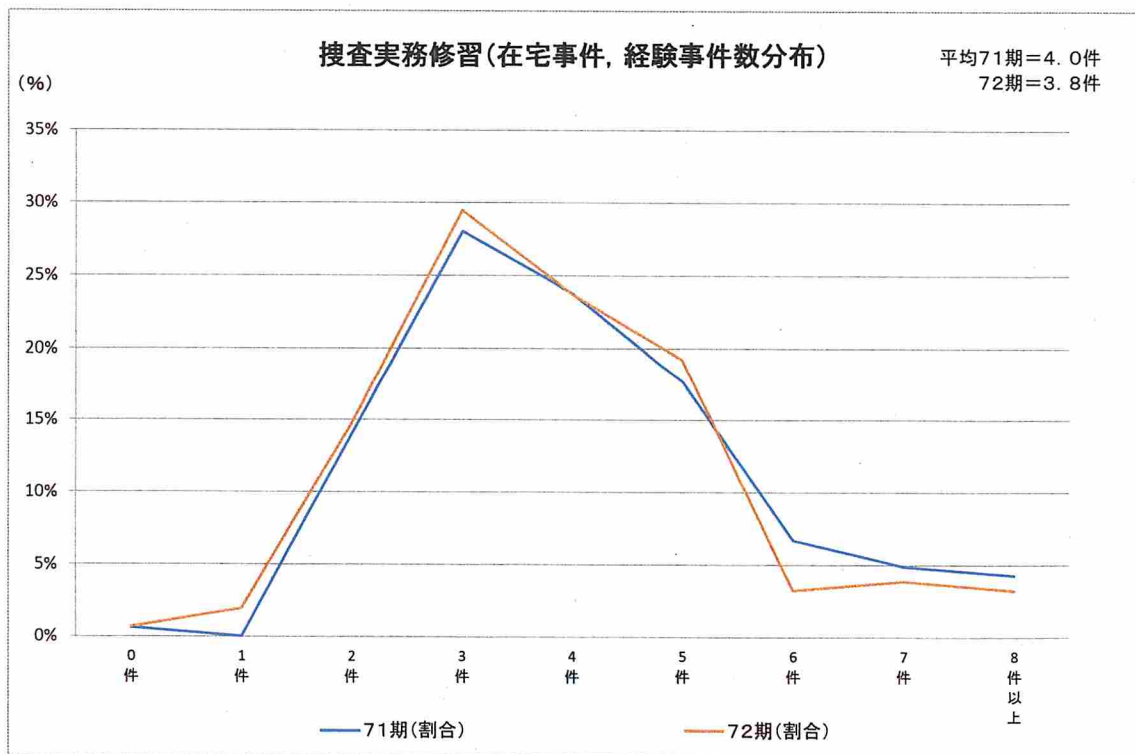
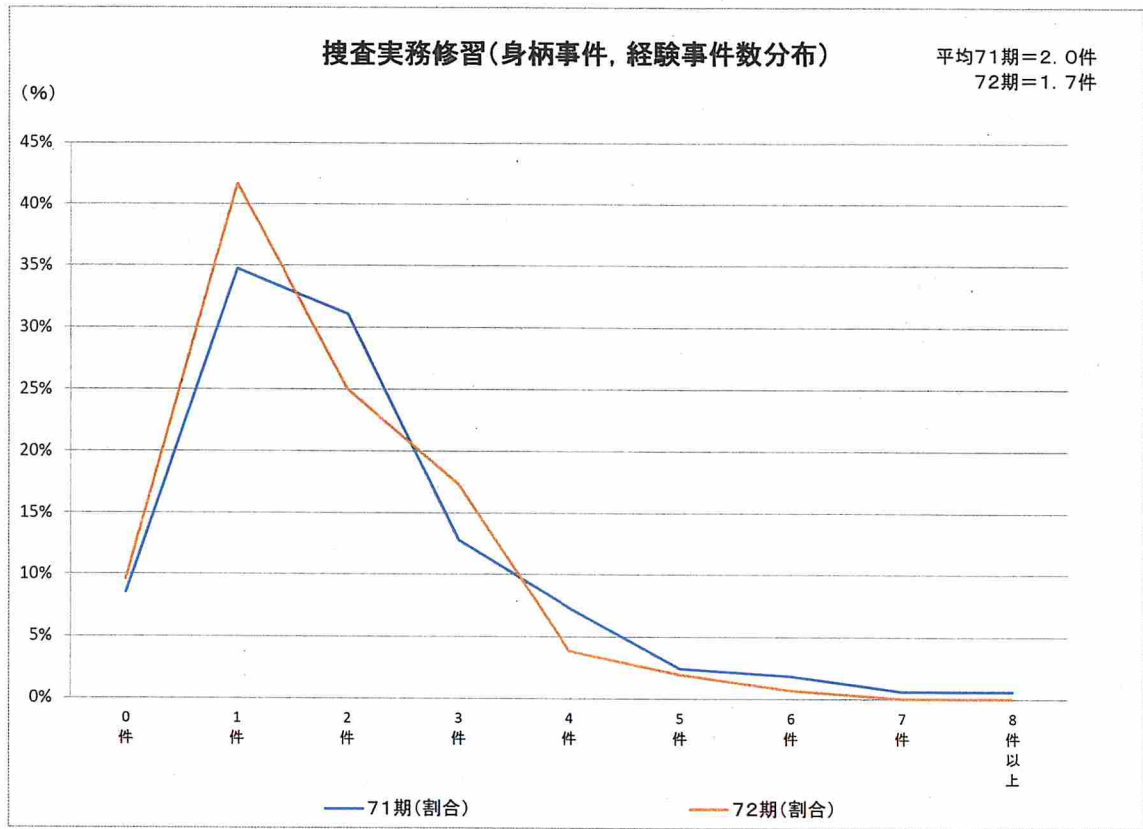
【72期】



グラフ2

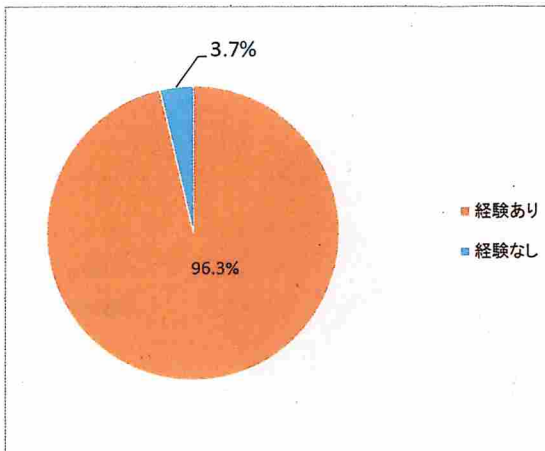


グラフ3

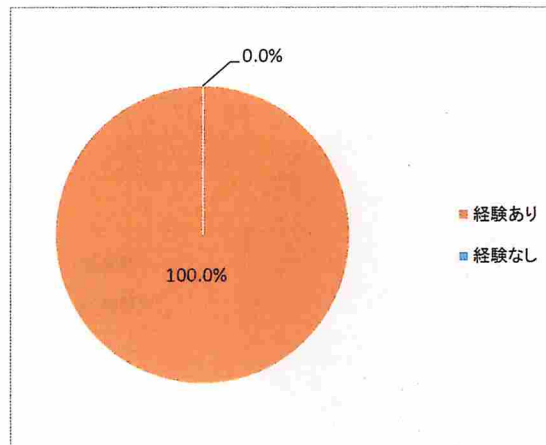


グラフ4 公判実務修習の経験

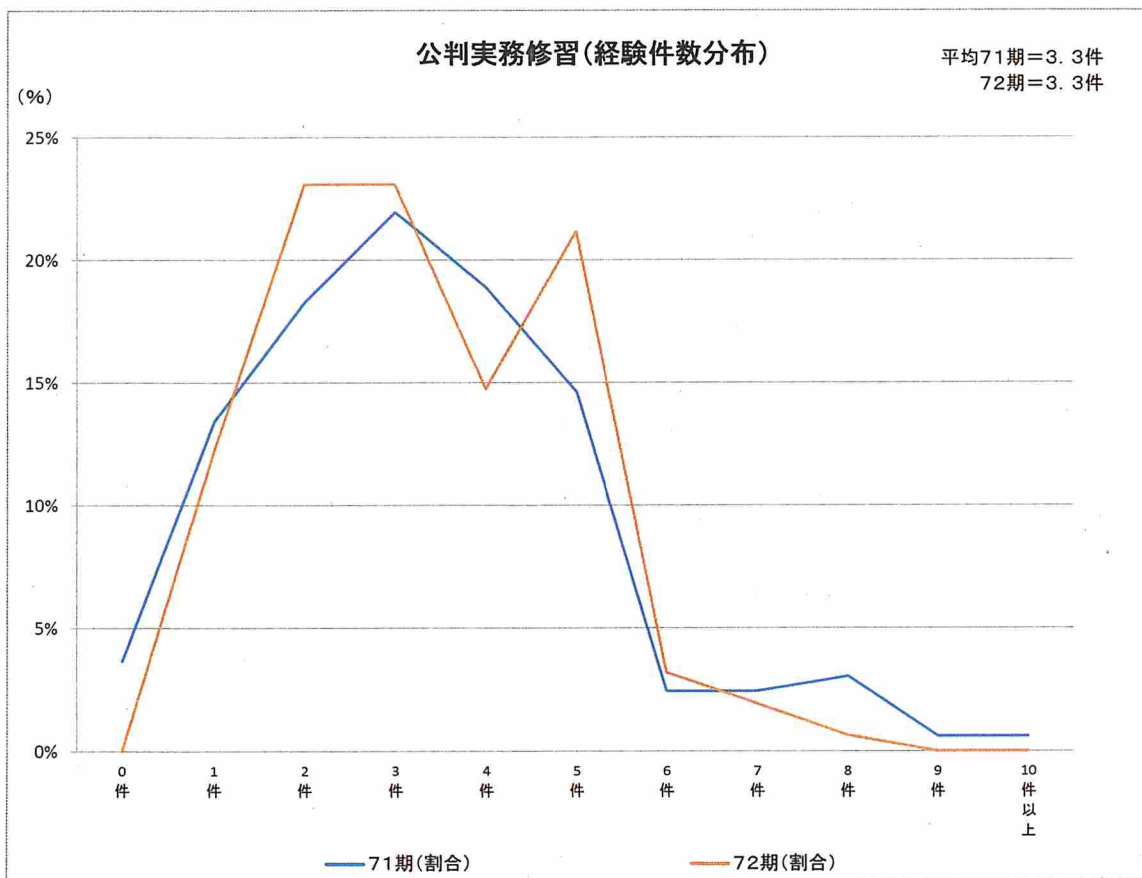
【71期】



【72期】

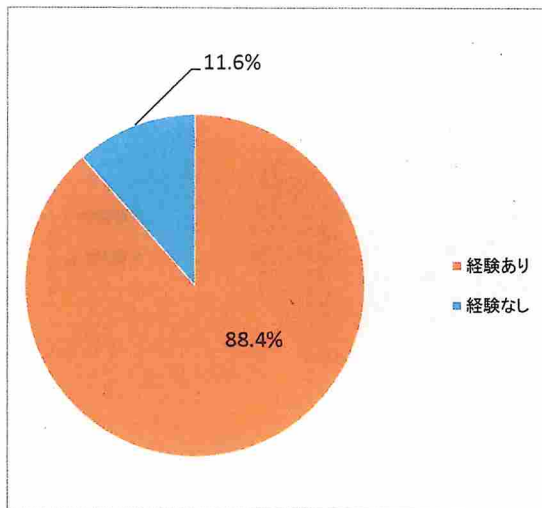


グラフ5

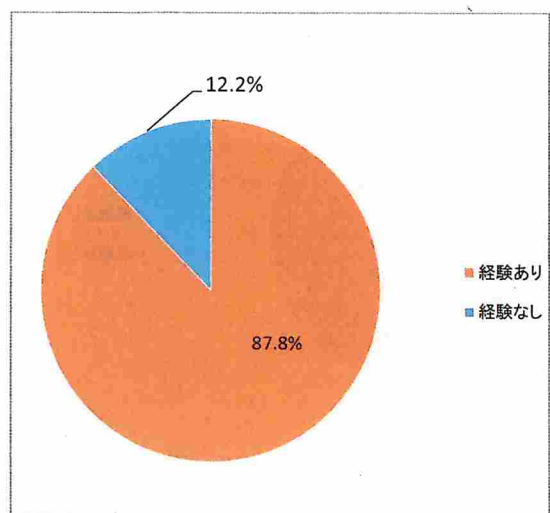


グラフ6 公判実務修習(起案の経験)

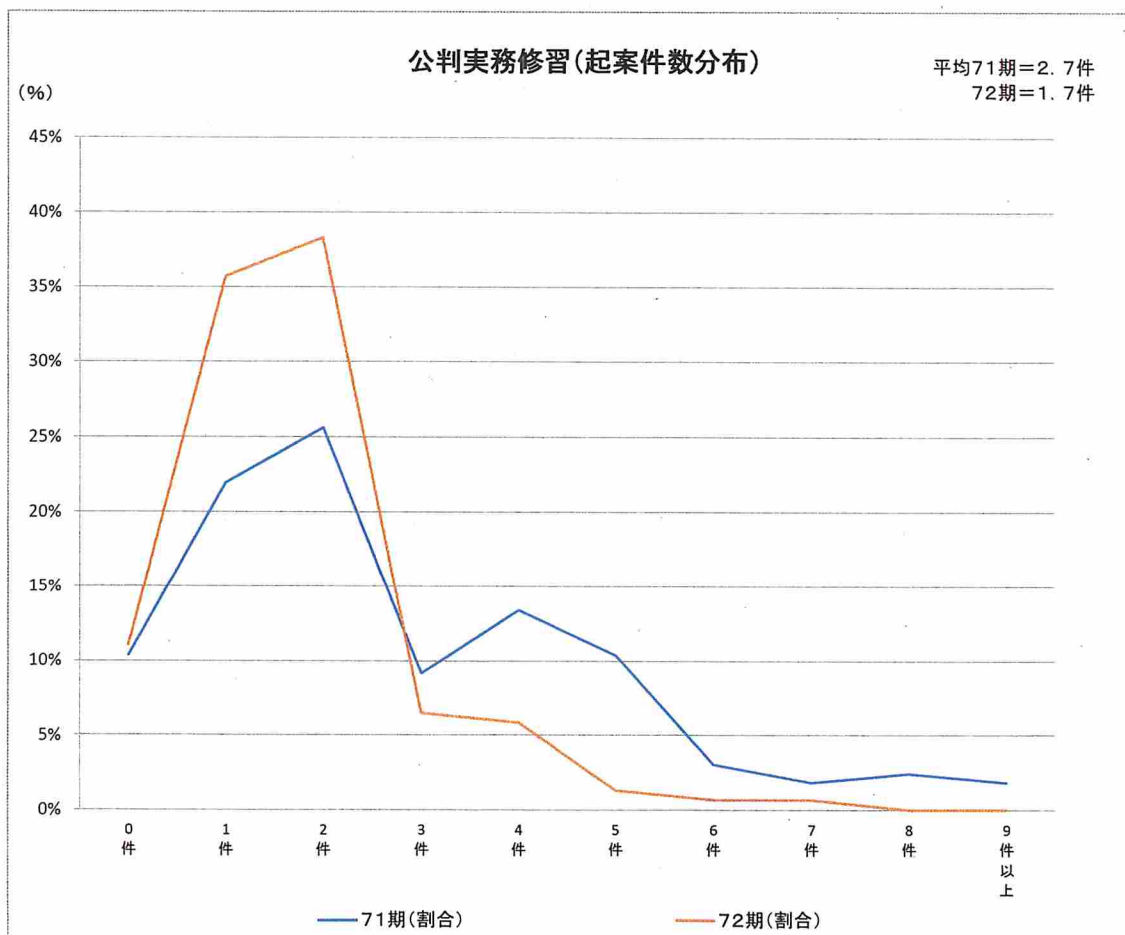
【71期】



【72期】

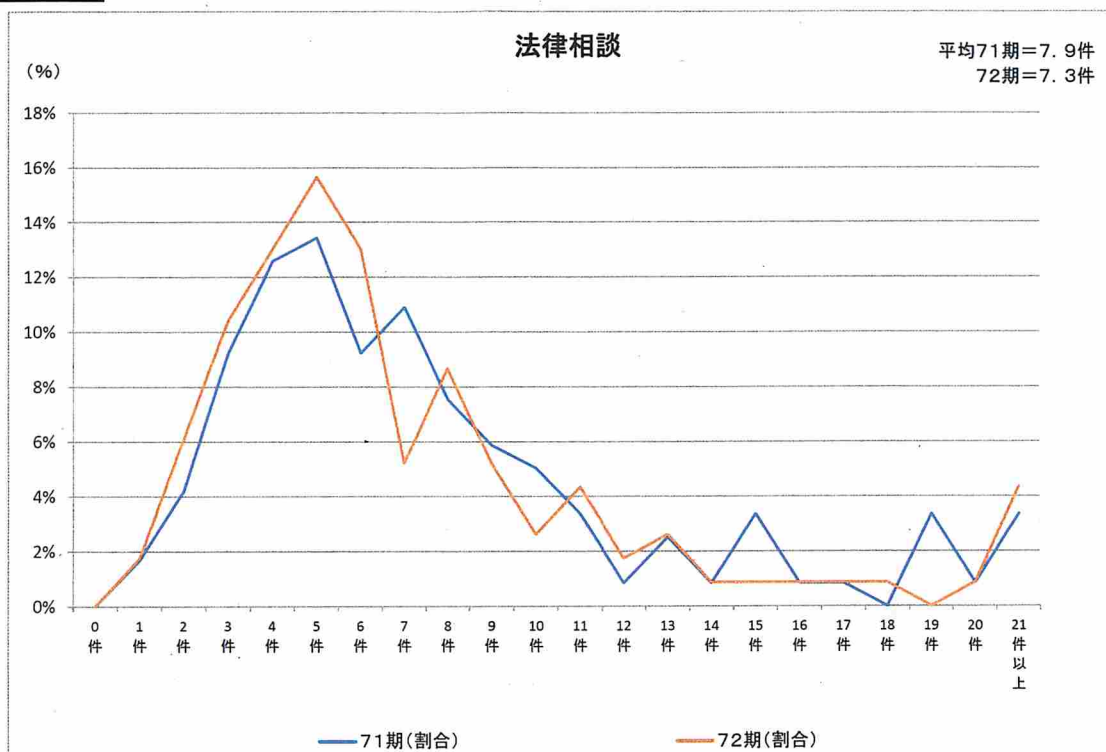


グラフ7



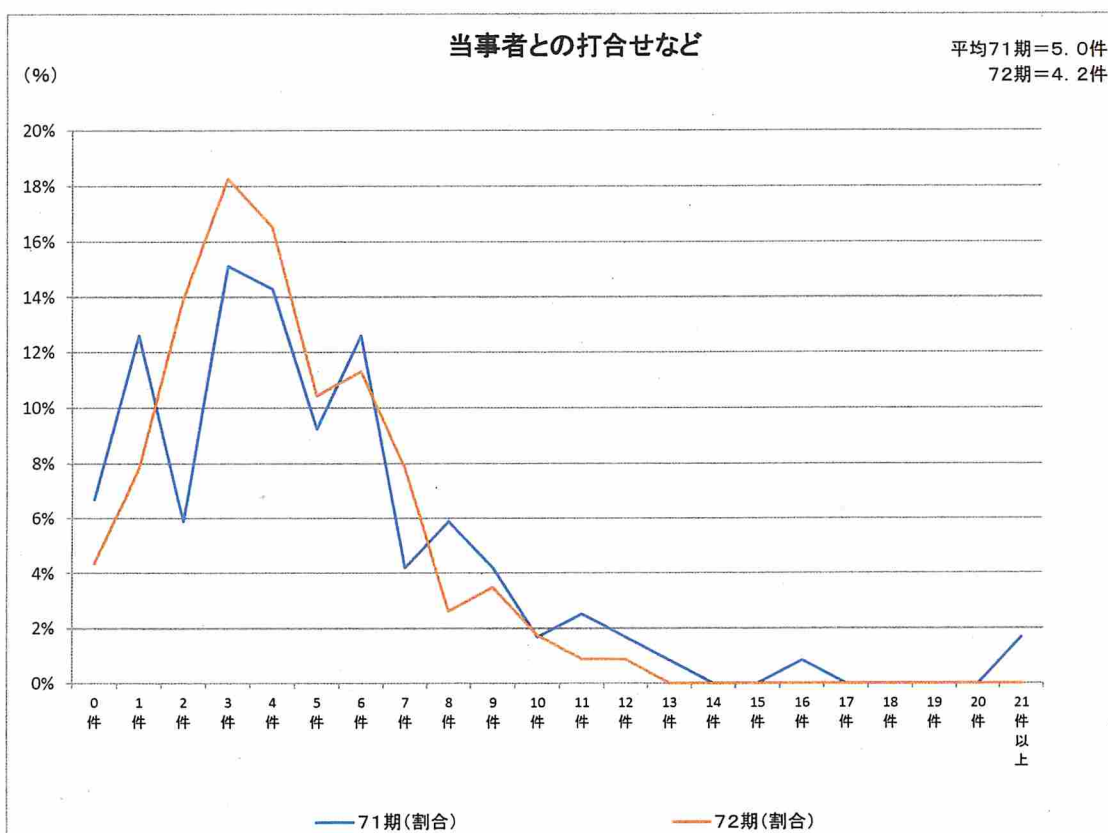
【比較版(71期, 72期) 修習結果簿(弁護士修習:第1クール)集計結果】

グラフ1-1

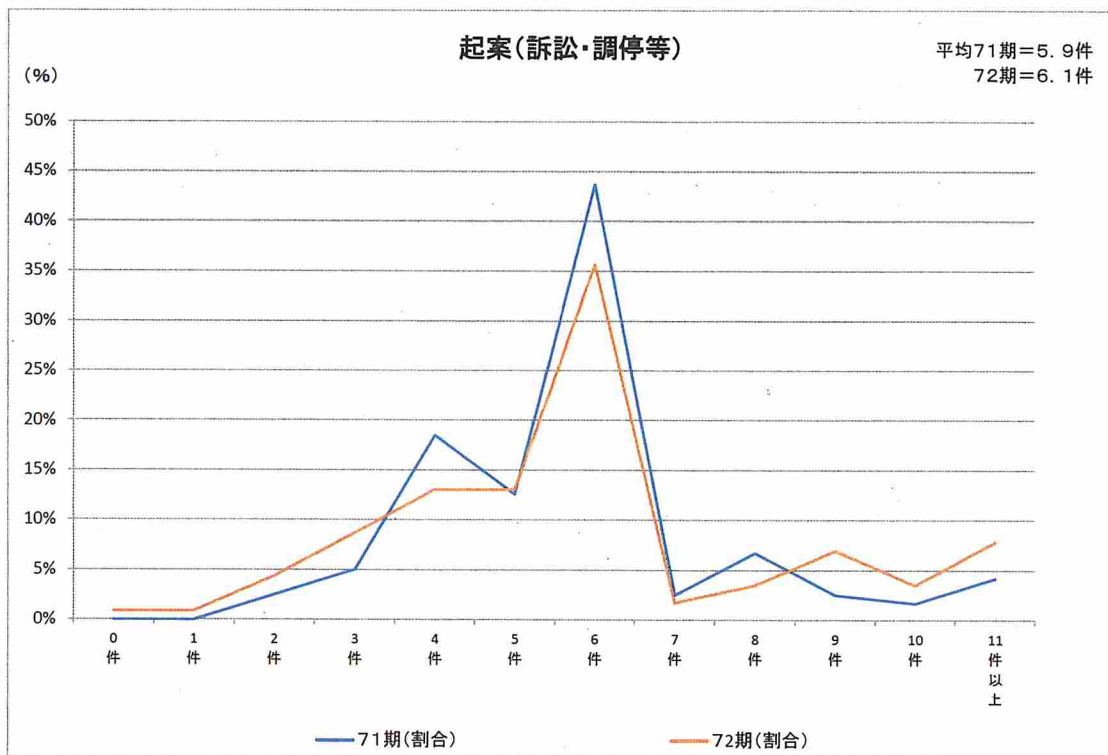


※ 法律相談(弁護士会、自治体及び事務所等におけるもの)、交渉、受任等の立会傍聴

グラフ1-2

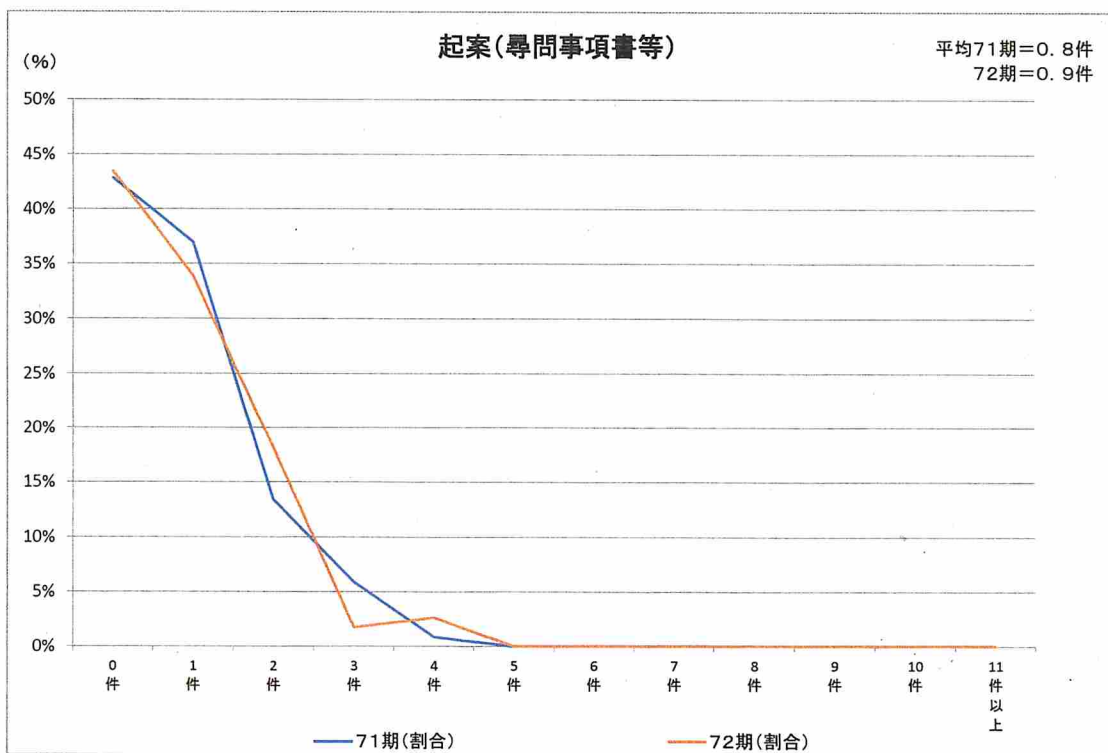


グラフ2-1



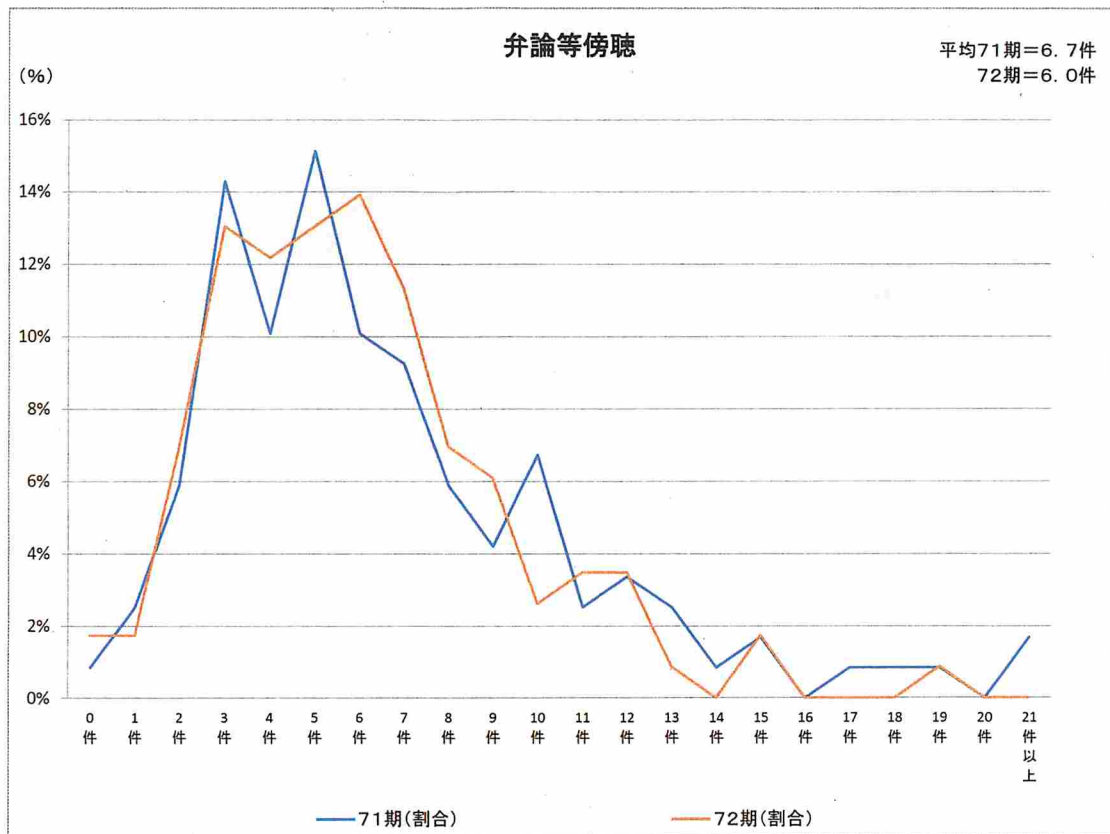
※ 訴訟, 調停[民事・家事], ADR等の訴状, 申立書, 準備書面, 内容証明等の起案

グラフ2-2



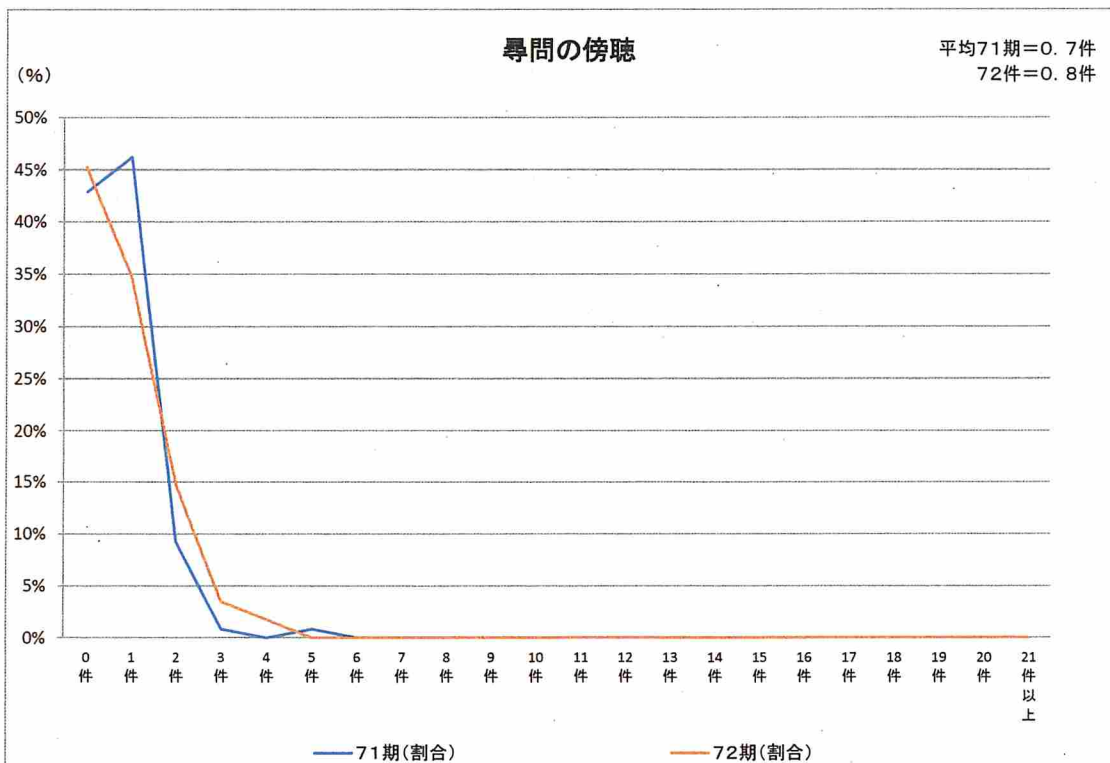
※ 尋問事項書・陳述書等の起案

グラフ3-1



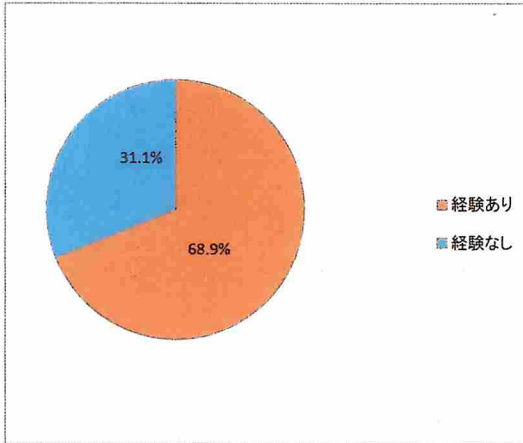
※ 口頭弁論, 弁論準備, 和解, 調停, 審判, 審尋, 裁判官面接等

グラフ3-2

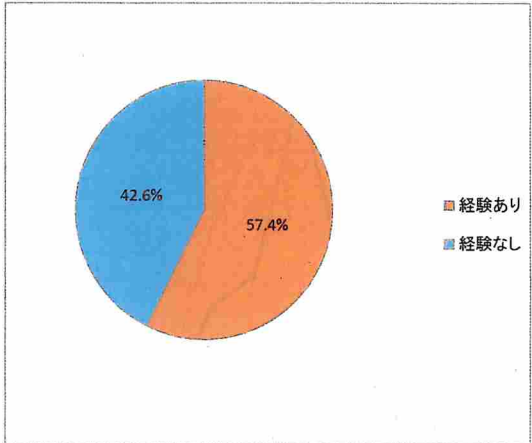


グラフ4 保全・執行の経験有無

【71期】

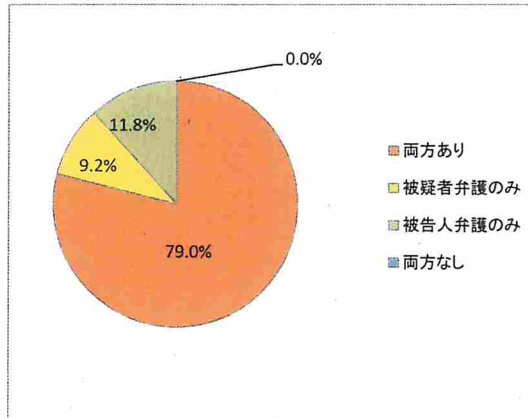


【72期】

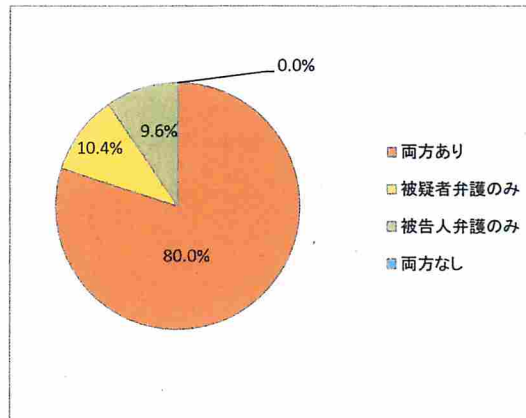


グラフ5 刑事弁護経験(被疑者・被告人弁護)の有無

【71期】

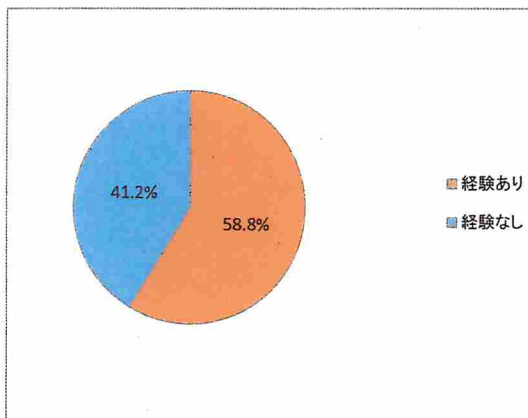


【72期】

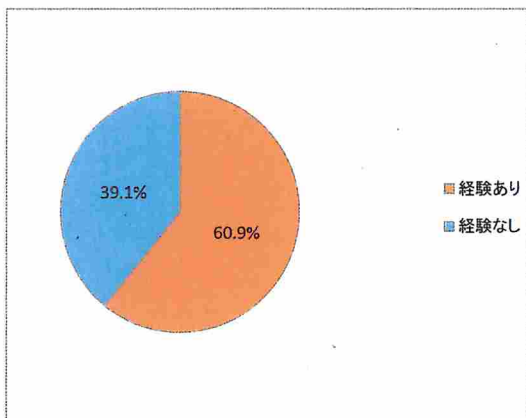


グラフ6 否認事件の経験の有無

【71期】

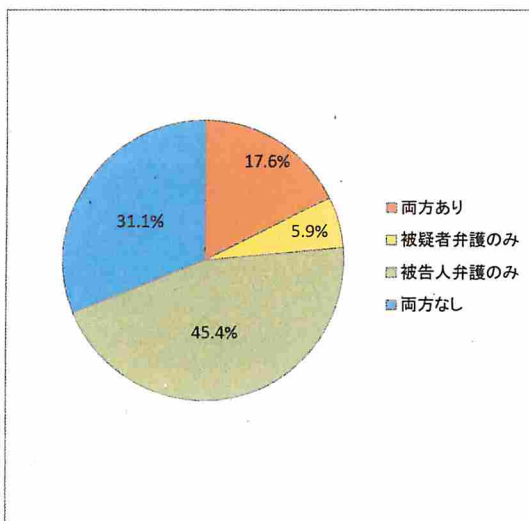


【72期】

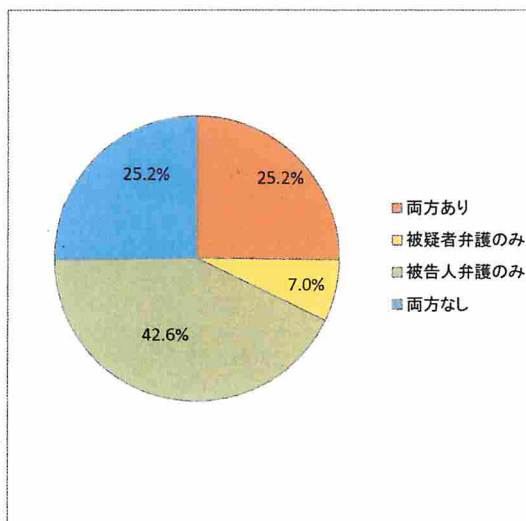


グラフ7 刑事起案経験(被疑者・被告人弁護)の有無

【71期】



【72期】



選択型実務修習 全国プログラム集計(第71期)

庁 会	実施庁会	プログラム名	プログラム数	募集人数	応募人数
裁判所	東京地裁	知 財	4	80	62
	大阪地裁	知 財	4	32	32
検察庁	法務省	法務行政	2	70	151
弁護士会	東京三会	大規模事務所	7	20	14
		渉 外	1	1	0
		知 財	2	4	4
		企業法務	2	2	4
	大 阪	渉 外	20	31	23
		知 財	6	7	5
法テラス			66	106	121
公設事務所等			9	9	38
衆議院			1	4	17
参議院			2	2	14
外務省			1	1	12
中労委			2	8	21
地方自治体			5	5	30
児童相談所			4	4	33
UNHCR			2	2	6
IOM			1	1	4
JICA			2	4	11
ILO			2	2	7
日弁連国際室			2	2	9
福祉機関			9	11	31
民間企業			16	23	235
計			172	431	884

〔注〕人数はA班とB班の合計

選択型実務修習 全国プログラム集計(第72期)

庁 会	実施庁会	プログラム名	プログラム数	募集人数	応募人数
裁判所	最高裁	裁判部	2	20	32
	東京地裁	知 財	4	80	79
	大阪地裁	知 財	4	32	32
検察庁	法務省	法務行政	2	70	116
弁護士会	東京三会	大規模事務所	7	16	24
		知 財	2	4	4
		企業法務	4	4	8
	大 阪	渉 外	21	32	44
		知 財	7	9	8
法テラス			75	110	223
公設事務所等			9	9	35
衆議院			1	4	22
参議院			2	2	21
中労委			2	8	21
地方自治体			8	9	47
児童相談所			4	4	38
UNHCR			2	2	5
IOM			1	1	6
JICA			2	4	14
ILO			2	3	6
日弁連国際室			2	2	10
福祉機関			9	11	38
民間企業			14	23	189
計			186	459	1022

〔注〕人数はA班とB班の合計で、平成31年2月28日現在のもの